

令和3年度（令和2年度事業対象）

教育事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書（案）

令和3年8月
座間市教育委員会

目 次

I	はじめに	1
1	趣旨	1
2	点検・評価の対象	1
3	点検・評価の方法	2
4	学識経験者の意見	2
5	新型コロナウイルスへの対応	2
II	令和2年度取組及び点検・評価結果	3
1	教育環境	3
(1)	安全・快適な教育施設環境の確保	3
(2)	情報機器等の整備	5
(3)	多面的な教育振興	6
2	学校保健	9
(1)	健康管理の実施	9
(2)	環境衛生の維持・改善	11
(3)	給食の施設・設備の充実	12
(4)	教職員の福利厚生事業の支援	13
(5)	保護者の経済的負担軽減	14
3	教育活動	17
(1)	教育指導の計画的実施	17
(2)	地域連携による学校づくり	21
(3)	児童生徒に適した指導・支援	23
(4)	情報化・国際化教育の推進	25
(5)	調査研究や研修講座の充実	27
(6)	教育相談体制の充実	31

4	生涯学習	37
(1)	学習機会と拠点施設の充実	37
(2)	学習環境の整備	42
(3)	市民自主企画講座の支援	46
(4)	生涯学習活動指導者の養成	47
(5)	生涯学習施設運営への市民参加推進	48
5	市民文化	52
(1)	文化施設の整備・維持管理及び運営	52
(2)	市民の文化活動支援	53
(3)	歴史・伝統文化の保存と継承	54
Ⅲ	まとめ	61

I はじめに

1 趣旨

座間市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこととされています。

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

この規定は、教育委員会が教育行政事務に関し独立した執行権限を有する機関であることから、教育の基本方針に基づき、どのように事務が執行されているかを自らチェックし、市民にその状況を説明する必要があるとの目的で設けられたものです。

本市教育委員会の活動については、広報紙やホームページへの掲載等により市民の皆様への説明に努めているところですが、同法に基づき教育事務の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を実施し、その結果を公表するものです。

2 点検・評価の対象

点検・評価は、「第四次座間市総合計画基本構想」を実現するための教育部門における将来目標「のびやかに 豊かな心 はぐくむまち」に向かって、五つの施策によって取り組んだ主な事業のほか、平成23年度を初年度とする「豊かな心を育むひまわりプラン」及び第四次座間市総合計画の個別計画である「生涯学習プラン」により進められている令和2年度事業を対象に実施しました。

なお、令和2年度は、「第四次座間市総合計画基本構想」及び「生涯学習プラン」における計画期間の最終年度に当たることから、同年度に実施した事業に加え、これらの計画期間（平成23年度から令和2年度まで）全体の取組結果についても点検・評価の対象としました。

3 点検・評価の方法

点検・評価に当たっては、「教育環境」、「学校保健」、「教育活動」、「生涯学習」及び「市民文化」の施策ごとの主な事業について、昨年の報告書に示された課題等及び第四次座間市総合計画基本構想に示した「目指す姿」の達成状況等も踏まえつつ、令和2年度における教育委員会としての取組、今後の課題及び自己評価について考査し、できるだけ具体例を挙げながら分かりやすく記述するよう努めました。

また、座間市行政評価や学識経験者の意見等を参考にし、第2期座間市教育大綱の基本目標を着眼点に、点検及び評価を進めました。

4 学識経験者の意見

点検・評価の客観性を確保するため、本市の教育に関し学識経験を有する次の3人の方々による点検評価委員会を設置し、様々な御意見、御助言をいただきました。御意見は、各施策の末に付記するとともに、課題等に加えて今後の事業の実施に生かしてまいります。

[座間市教育行政点検評価委員会委員]

(敬称略)

職	氏 名	経 歴
委員長	金 子 楨之輔	元座間市教育委員会教育長
委 員	大 塚 知 子	元座間市教育委員長・元大和市立小学校長
委 員	八 木 亨	元座間市教育委員会教育部長

5 新型コロナウイルスへの対応

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症対策により、令和2年度事業に様々な影響が生じました。このため、各施策の冒頭に施策全体への影響を記述のうえ、感染拡大防止に努めながら行った教育活動や生涯学習等の取組及び今後の課題等について、可能な限り記述しました。

II 令和2年度取組及び点検・評価結果

1 教育環境

＜総合計画における目標＞

小・中学校では、安全で快適な施設環境の下、児童、生徒が充実した教材を活用し、生き生きとして学習に取り組んでいます。

また、各種の就学援助制度により、経済的に安定して就学できる体制が整っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした小学校及び中学校の一斉臨時休業が実施されました。これを契機に、オンライン学習が学びの機会の保障に効果的であるとしてGIGAスクール構想^(※1)が加速し、ICT環境の整備が進みました。また、学校再開後においては、感染症対策と教育活動の継続を両立させるための取組のひとつとして、感染を防ぐための設備や物品を設置しました。

(1) 安全・快適な教育施設環境の確保

【施策の方向】

環境負荷への低減を図りながら安全かつ快適な教育施設環境を確保します。

【取組の概要】

① 学校施設の安全確保として、次のとおり法定点検及び安全点検を実施し、各点検で指摘があったものについては、改修を実施しました。

- ・ 消防設備点検業務委託
- ・ 自家用電気工作物保安管理業務委託
- ・ 受水槽高架水槽点検業務委託
- ・ 運動遊具及び体育器具安全点検業務委託

また、文部科学省が推進している非構造部材（天井、壁材等）の点検を実施しました。点検の結果、小・中学校12校で階段天井及び教室の天井梁部等において使用されている仕上げ材のモルタルに劣化が認められたため、これらの箇所の補修を実施しました。

② 学習環境の改善及び老朽化対策として、学校現場の意見を取り入れながら、次のとおり学校施設の非構造部材等のほか、トイレの改修を行いました。

※1 GIGAスクール構想

global and innovation gateway for allの略。令和元年12月に国が発表。1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

- ・ 中原小学校屋上防水改修工事（Ⅱ期）
 - ・ 座間小学校屋外便所改修工事
 - ・ 東原小学校2号棟屋上防水改修工事
 - ・ 座間小学校中庭給水管改修工事（小規模工事）
 - ・ 栗原小学校給水ポンプ等改修工事（小規模工事）
 - ・ 立野台小学校床改修工事（小規模工事）
 - ・ ひばりが丘小学校電気設備改修工事（小規模工事）
 - ・ 東中学校防球ネット設置工事（小規模工事）
 - ・ 西中学校電気室出入口ドア内部止水工事（小規模工事）
- ③ 空調設備機器に損傷やガス漏れ等の異常がないことを点検し、故障が発生した場合は速やかに修理することで、熱中症の防止及び快適な学習環境を維持しました。
- ④ エコへの取組を次のとおり継続して実施しました。
- ・ 学校現場の協力を得ながら児童生徒等によるゴーヤ、ヘチマ、あさがお等を使用したグリーンカーテン作りを推進し、17校中13校で実施しました。令和2年度の学校の太陽光発電・緑化ウォール等の設置率は、76.5%となりました。
 - ・ 校庭の一部を芝生化している座間中学校では、学校と地域交流協議会との協働による芝生の管理を継続して実施しました。この芝生は、生徒が部活の休憩場所として利用しています。
- ⑤ G I G Aスクール構想実現のため、学校施設内の次の場所に高速大容量の通信ネットワーク環境を整備しました。また、普通教室には学習用端末の保管庫を設置しました。
- ・ 普通教室（特別学級の教室含む）
 - ・ 特別教室（図書室、理科室、音楽室、図工室、パソコン教室、視聴覚室等）
 - ・ 体育館
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い時における接触機会を減らすため自動水栓を設置しました。また、一斉臨時休業を実施したことに伴い、授業時数を確保するために気温が高い時期に授業を行う機会が増えたこと等により、スポットクーラー等を配置しました。

【課題等】

- ① 学校施設の安全確保のため、法定の定期点検等を実施し、不良箇所及び老朽化による劣化や消耗が進んでいる箇所の修繕等を継続的に行う必要があります。
- ② 学校校舎等の構造体の耐震化は全校で完了していますが、避難所にも指定されている学校施設は全体的に老朽化が進んでいます。施設の安全性を最優先に、トイレを始めとする設備の改善、非構造部材の耐震化及び防災機能強化に積極的に取り組む必要があります。

ます。また、学校施設の中には建築から50年以上経過している建物もあり、児童生徒数が減少傾向にあることから、公共施設再整備計画^(※2)とも整合を図りつつ、長期的な改修、改築計画等を作成し、学校施設の再整備について検討を始める必要があります。

- ③ 栗原小学校及び相模野小学校の空調設備は設置から20余年が経過し、保守や修繕が困難になりつつあることから、設備の更新が必要です。
- ④ 校庭の芝生化は、整備後の継続的な維持管理が課題です。各種団体や地域における芝生化に対する機運の高まりによる学校支援や地域連携をもって整備する必要があります。
- ⑤ 持ち運び可能な学習用端末が全児童生徒分整備されたことから、既存のパソコン教室の在り方について研究する必要があります。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症は、密接、密集、密閉といった「3つの密」がリスクとされています。このため、児童生徒が多数集まる学校施設においては、これらを回避するための設備及び備品の導入や検討が引き続き必要です。

(2) 情報機器等の整備

【施策の方向】

児童、生徒が理解しやすく、意欲的に授業に取り組むことができる情報機器等の整備を進めます。

【取組の概要】

- ① GIGAスクール構想の実現及び新型コロナウイルス感染症による臨時休業時等における学習機会を保障するため、全児童生徒分の学習用端末を令和3年2月末までに9,693台整備し、家庭にインターネット接続環境が整っていない児童生徒用として、貸出用モバイルルーターを250台整備しました。また、児童生徒の学習用端末を活用した授業に取り組むために、教育研究部門が小・中学校全校を訪問し、全ての教職員を対象として、学習用端末を用いた授業の体験研修を実施しました。
- ② 耐用年数を超過した電子黒板について、昨年度更新した51台に続き、令和2年度は残り全ての電子黒板316台を更新しました。また、更新にあたっては画面サイズを50インチから65インチに大型化したことにより、更に情報教育環境が向上しました。普通教室の電子黒板整備率は、平成28年度以降100%を達成しています。
- ③ 教職員の多忙感の軽減を目的に平成29年度に導入した校務支援システム^(※3)の活用も進んでおり、成績処理等に係る校務処理時間が短縮されました。また、児童生徒と向

※2 公共施設再整備計画

令和2年2月策定。学校施設については、令和11年度まで現状の体制を維持していく。

※3 校務支援システム

出席簿、通知表、指導要録の作成、保健管理等の事務処理及び職員間の情報共有を可能にするシステム。

き合う時間の確保にも繋がっています。令和2年度末に教職員を対象に実施したアンケート結果によると「校務支援システムの活用で負担軽減を感じている」と答えた割合は全体の78.4%でした。

【課題等】

- ① GIGAスクール構想の実現など教育環境が著しく進化している中で、教職員がICT^(※4)を活用したより良い教育活動を積極的に実践したり、児童生徒がコンピュータ機器とともにネットワークなどの情報手段に慣れ親しむことで、情報モラルを含めた情報活用能力を身に付けたりすることが求められています。
- ② 国の教育振興基本計画等に基づき、学校のICT環境はハード面を中心に整備が進みましたが、ICT機器は技術や機能の進化が速いため、更新を計画的に進め、引き続き教育の情報化を着実に推進していく必要があります。また、ICT機器の導入検討に当たっては、常に学校現場と教育研究部門とが連携して取り組む必要があります。
- ③ 校務支援システムの機能に対する教職員の理解度に個人差が見受けられるため、研修機会を設ける等の対応が必要です。

(3) 多面的な教育振興

【施策の方向】

教育の機会均等を図るため、幼児^(※5)・生徒の保護者の経済的な負担軽減を図ります。

【取組の概要】

学校教育法に規定する高等学校課程及び高等専門学校課程に進学する生徒に経済的援助を行うため、市進学資金貸付制度の案内を中学校3学年に配布する等により周知しました。更に、保護者からの問い合わせや相談の際には、県が実施する高等学校奨学金貸付制度の情報提供も行いました。

また、貸付金の返還が滞っている家庭を個別に訪問するなど、滞納の解消に努めました。

※4 ICT

Information & Communication Technology の略で、情報通信技術を活用したコミュニケーション、情報・知識の共有をより強調した表現。

※5 幼児教育に係る事業は、平成28年度から市長部局の子ども未来部保育課に移管。

〔高校進学資金貸付人数〕

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公立高校進学者 (貸付額10万円)	2人	0人	0人	1人	0人
私立高校進学者 (貸付額20万円)	0人	0人	0人	0人	0人
合計	2人	0人	0人	1人	0人

【課題等】

県内私立高等学校の授業料が実質無償化される世帯が、国及び県の補助が更に拡充されたことにより、年収700万円未満（令和元年度は年収590万円未満）となりました。また、県の補助拡充により、住民税非課税世帯等は入学金についても実質無償化されました。

本市の奨学金は、最も費用が掛かる入学時に全額を一括して貸与することが特徴ですが、国及び県の制度が拡充しつつあることから、制度見直しの検討が課題となっています。

＜点検評価委員の主な意見＞

- 学校施設の安全確保について、施設の老朽化が進む中、防災機能強化等の継続的な取組に加え、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも施設の改修や設備、備品の整備を検討していくことが必要である。また、適切な維持管理のためにも、学校現場との連携を密にし、法定点検、定期点検はもとより、常日頃から施設全般に目配りを行い、施設の安全確保を進めていくことが必要である。
- 学校のICT環境について、国の動向を確実に捉えた対応により、令和2年度末までに一人1台の学習用端末、高速大容量の校内通信ネットワーク及び貸出用モバイルルーターの整備を完了し、教育の情報化を着実に推進してきたことを評価する。今後は、教育研究部門と連携し、各学校で学習用端末を活用した授業研究が迅速に推進されることを期待する。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い時における接触機会を減らすための自動水栓の設置及び空調設備が無い場所での授業に備えスポットクーラー等を配置したことを評価する。
- 高等学校等の学費支援については、私立高校の授業料が実質無償化となる世帯が年収700万円未満まで拡充され、年収750万円未満の世帯には返済不要の入学金10万円が補助される等、国及び県の支援が拡充している。この現状を踏まえ、本市進学資金貸付制度については、制度の終了を含めた見直しの検討が必要である。

<評価>

- ◎ 学校施設の老朽化が進む中、安全を最優先に改修、補修を進め、一定の改修効果が認められました。しかし、施設の延命及び快適な教育施設環境を維持するためには、引き続き積極的な改修が必要です。また、トイレ等の改修及び防災機能強化についても継続して重点的に取り組み、着実な進展を図る必要があります。
- ◎ 学校の太陽光発電・緑化ウォール等の設置率は、第四次座間市総合計画基本構想の令和2年度目標値である50%を達成し、エコへの関心、取組が定着しました。
- ◎ 普通教室等の電子黒板整備率は、第四次座間市総合計画基本構想の令和2年度目標値である100%を達成しました。また、全児童生徒分の学習用端末及び高速大容量の校内通信ネットワークの整備が完了し、ICT利活用のための基盤が整いました。

2 学校保健

<総合計画における目標>

子どもたちは、各種健康診断の実施や安全、安心で栄養バランスの取れたおいしい給食を食べることにより、健康保持、健康増進が図られ、衛生的な環境の下、心身ともに健康な学校生活を送っています。

令和2年度は、学校における新型コロナウイルスの集団感染を防ぐため、感染症予防対策を徹底するとともに、感染対策を行いながら教育活動を継続するため、各施策を実施しました。

(1) 健康管理の実施

【施策の方向】

児童、生徒の健康管理を行います。

【取組の概要】

① 児童生徒が自分自身の健康状態を認識するとともに、家庭での対応ができるよう、次のとおり各種健康診断を医師会、歯科医師会及び学校医と学校の連携の下に円滑に実施しました。結果は家庭に連絡するとともに、保健指導や治療勧告等を行い、健康の保持及び増進に努めました。

- ・ 児童生徒全員に発育測定
- ・ 児童生徒全員に内科検診、歯科検診及び尿検査
- ・ 小学校1年生の児童及び中学校1年生の生徒に心臓病検査（心電図）
- ・ 心臓病検査の結果により、二次検査として胸部X線検査や心電図検査
- ・ 尿検査に伴う腎臓病検査費用や糖尿病に係る検査費用の助成

また、発育測定から分かる肥満傾向の児童生徒は、高血圧、高脂血症など将来の糖尿病や心臓病などの生活習慣病につながることを懸念されます。反対に思春期には食事の量を減らす無理な減量をするなどの傾向も見られます。全児童生徒に対する肥満ややせ傾向の割合は次のとおりです。

○発育測定値に基づく肥満・やせ傾向率（標準体重の20%を上回る又は下回る児童生徒の割合）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
率 (%)	9.9	9.3	10.5	10.3	9.3	9.9	10.3	8.8	9.2	11.9

更に学校医、学校薬剤師、PTA代表等の8つの部会代表者で構成する学校保健会を補助し、協働して目的を達成するよう努めました。

② 児童生徒が望ましい食生活の基礎・基本を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができるよう次のとおり取り組みました。

- ・ 昼食時に食材、栄養価、食事例等、食を意識できるような放送を流し、更に各教科、給食時等に担任・教科担当教諭・栄養教諭・栄養士が五大栄養素の解説、食事のマナー等食育の指導をしました。
- ・ 給食を生きた教材とするために、「世界の料理を知ろう！」を年間献立のメインテーマとし、東京オリンピックの開催予定であるこの機会に他国の食文化に触れられるよう取り組みました。
- ・ 学校給食摂取基準により栄養管理された給食は、健康保持・増進につながりますが、残食が多ければ、児童の健全な発育を支えることができません。そのため、栄養教諭・栄養士等が、給食の研究や献立等の工夫、食育指導に取り組みました。

小学校給食の残食割合は、次のとおりです。

○小学校給食残食率

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
率 (%)	2.8	2.4	2.2	2.0	1.9	1.2	1.2	0.9	1.3	1.4

③ 学校での新型コロナウイルス感染症対策として、次の取組を行いました。

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月7日から同年5月31日までの期間、昨年度に引き続き、小・中学校の一斉臨時休業を実施しました。
- ・ 民間企業から寄贈を受けた不織布マスク20万枚の一部を活用し、児童生徒に一人当たり10枚、教職員には一人当たり30枚程度を配付しました。
- ・ 学校保健特別対策事業費補助金を活用し、学校長の裁量で迅速かつ柔軟に保健衛生用品等を購入できるよう予算措置を行いました。各校では、学校を再開及び継続するに当たり、飛沫防止用マスクや消毒用アルコール、ポリエチレン手袋、電子体温計等の整備を行い、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減したうえで、学校運営を継続することができました。
- ・ 給食の際は、児童は前を向き、黙食するように指導しました。また、リサイクルするための給食用牛乳パックの児童による洗浄は、感染症予防の観点から中止しました。

【課題等】

- ① 令和2年度の肥満・やせ傾向率は、11.9%であり、内訳として特に肥満傾向率が9.9%と昨年度に比べ2.7%増加しました。今後、教育指導課と連携し、コロナ禍における生活習慣等に対する保健指導の工夫を図る必要があります。
- ② 給食用牛乳パックは、資源の循環的利用や資源リサイクル指導のため、児童による洗

浄を行い、リサイクル活動を続けてきましたが、令和2年度は、洗浄時の新型コロナウイルスへの感染リスクを避ける必要があるため中止しました。感染リスクを低減しながらリサイクル活動を再開できるよう研究する必要があります。

- ③ 学校における新型コロナウイルス感染症対策は、長期的な対応が見込まれることから、今後も学校における感染症対策として、保健衛生用品等を継続して整備していく必要があります。

(2) 環境衛生の維持・改善

【施策の方向】

環境衛生の維持、改善を図ります。

【取組の概要】

- ① 学校の衛生管理を図るために、薬剤師会の協力の下、次の環境衛生検査を実施し、更に専門業者による校内の消毒を実施することで、児童生徒が常に最適な環境下で勉学できるよう学校環境衛生の水準を維持しました。

実施検査等	検査結果等
飲料水の水質検査	水質基準に適合
教室の空気検査及び照度検査	基準を満たすために窓を開けての換気、蛍光灯の球切れ交換等運用面で改善するように助言を行いました。 なお、照明設備で改修を検討した方が良い場合には、施設所管課と連携し、改善を図りました。
衛生害虫防除消毒	小学校は、年2回実施（夏休み・春休み） 中学校は、年1回実施（夏休み）

- ② 環境衛生検査などの機会において、薬剤師の専門的立場から学校内における効率的な換気方法や、消毒用エタノールが入手できない際の代用品による消毒方法等についての助言及び指導を頂き、学校における感染予防対策を実施しました。

【課題等】

- ① 給水設備を含む施設全体の老朽化が進んでいるため、改修の検討及び環境衛生の水準の維持が必要です。
- ② 教室内での新型コロナウイルス感染症対策のため、引き続き、各校での換気の徹底が図られるよう取り組む必要があります。

(3) 給食の施設・設備の充実

【施策の方向】

給食の施設、設備の充実を図ります。

【取組の概要】

- ① 小学校給食では、給食施設・備品の修繕を随時行うとともに、給食設備や備品を計画的に更新し、より安全で衛生的な給食調理業務に取り組みました。
 - ・ 異物混入防止等食品の衛生管理水準向上のため、調理室等の照明改修を実施した学校
座間小学校、相武台東小学校、ひばりが丘小学校、相模が丘小学校、立野台小学校、入谷小学校、中原小学校
 - ・ リース契約により更新した備品
食器洗浄機・・・東原小学校 食器消毒保管庫・・・相武台東小学校
牛乳保冷庫・・・相模が丘小学校 冷凍庫・・・栗原小学校、東原小学校
ガス回転釜・・・座間小学校、相模野小学校、相武台東小学校
球根皮むき機・・・相模野小学校、ひばりが丘小学校、東原小学校
検食用冷凍庫・・・相武台東小学校、立野台小学校
 - ・ 購入により更新した主な備品
三層シンク・・・中原小学校
配膳台・・・相模が丘小学校、立野台小学校、入谷小学校、中原小学校
- ② 中学校給食では、家庭からの愛情弁当の良さを残しつつ、給食を必要とする家庭には、市の専属栄養士が献立を作り、栄養バランスに配慮した給食も選択することができる「選択式給食」を実施しています。同給食では、次の取組を行いました。
 - ・ アンケートの結果について市のホームページに掲載し、周知を図りました。
 - ・ 味や量に関する意見を参考に献立の改良を実施しました。
 - ・ 安心・安全な給食を提供するため、委託事業者の調理施設を定期的に訪問し、調理工程・調理施設に対し、指導を行いました。
 - ・ 毎月、委託事業者との献立会議を実施し、おいしい給食になるよう味付けの改良に努めました。
 - ・ 新入学生徒保護者に向けた中学校給食（選択式）の周知方法として、例年実施している中学校入学説明会時における利用ガイド等の配付に加え、令和2年度は、教育委員会の職員及び栄養士から給食の説明を行いました。
- ③ 学校給食での新型コロナウイルス感染症対策として、次の取組を行いました。
 - ・ 小・中学校の一斉臨時休業に伴い、令和2年3月2日（月）から同年6月12日（金）

までの期間の給食を休止しました。

なお、小学校給食は、納品が可能な給食用物資での主食と牛乳のみの簡易給食を6月15日（月）から6月19日（金）まで実施し、6月22日（月）から通常給食を再開しました。

また、中学校給食（選択式）では、6月15日（月）から通常どおり再開しました。

- ・ 小・中学校の一斉臨時休業に伴う給食休止により、物資納入事業者が購入し、廃棄せざるを得なかった食材に係る経費及び発注した食材に係る違約金について、保護者の負担とならないよう「座間市小学校の学校給食の休止に伴う経費に対する補助金」を創設し、補助を行いました。
- ・ 中学校給食（選択式）調理業務等受託者が、安定して事業を継続及び維持するために必要な経費の一部を支援しました。
- ・ 例年、保護者に中学校給食（選択式）の理解を深めるため、小学校6年生とその保護者及び中学校1・2年生の保護者を対象に試食会を開催していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策で中止しました。

【課題等】

- ① 給食施設・換気設備の延命化を図るため、施設の計画的な修繕や換気設備の清掃等を継続し、大型備品の更新も併せて行っていく必要があります。

また、給食調理員の熱中症対策や食品の衛生管理のため、温度及び湿度管理が適切に行える空調機設置の必要があります。

- ② 中学校給食に関するアンケートの結果、申込及び支払方法の利便性向上、栄養バランス及び味に対する要望があったため、今後、更なる調査、研究が必要です。
- ③ 学校給食における新型コロナウイルス感染症対策は、長期的な対応が見込まれ、今後も感染の拡大により一斉臨時休業や給食休止に係る対応が必要になる可能性があります。速やかな対応が出来るよう準備しておく必要があります。

(4) 教職員の福利厚生事業の支援

【施策の方向】

教職員の福利厚生事業の支援をします。

【取組の概要】

教職員の健康を確保し、活力ある教育の推進を図るため、人間ドック受診への補助金の交付を行いました。

全教職員が年に一回、教職員定期健康診断又は人間ドックを受診することにより健康

管理に努めました。

互助会会員483人のうち、238人の人間ドック受診者に対し、市から補助金が交付されました。

【課題等】

人間ドック受診者に対する補助金の交付率は、令和元年度が99.2%、令和2年度は100%と高い交付率を維持しており、教職員が自らの健康を維持、促進するための一助となっています。

今後も、教職員の健康を確保し、活力ある教育の推進を図るため、本事業について、学校へ周知徹底を図る必要があります。

(5) 保護者の経済的負担軽減

【施策の方向】

教育の機会均等を図るため、学校教育法に基づき児童、生徒の保護者の経済的な負担軽減を図ります。

【取組の概要】

経済的理由により、就学が困難な児童生徒及び次年度小学校入学予定の保護者に対して援助を行いました。

- ・ 新たに、新入学学用品費を入学前に支給する入学準備金（小学校）を支給対象項目に追加しました。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、就学援助の申請受付期間を令和2年5月末まで約1月延長しました。
- ・ 援助対象者については、原則として前年の世帯全員の合計所得で審査するところ、収入が急激に減少した世帯に対しては令和2年の収入状況を審査に用いました。

・ 援助の詳細

援助対象児童生徒 1, 130人（児童 710人、生徒 420人）

援助対象未就学児 138人

支給対象項目 給食費、学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、医療費、修学旅行費、体育実技用具費、中学校給食（選択式）給食費、入学準備金

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
援助対象児童	778人	772人	763人	741人	710人
援助対象生徒	463人	445人	399人	401人	420人
合計	1,241人	1,217人	1,162人	1,142人	1,130人
援助対象未就学児					138人

【課題等】

入学準備金の導入は、必要な時期に必要な支援を受けることができるという評価をいただいています。今後も保護者ニーズ等を踏まえながら継続して支援体制の充実に努めていく必要があります。

<点検評価委員の主な意見>

- 小・中学校の一斉臨時休業後、分散登校期間を経て通常登校へ移行した経過の中、児童生徒を学校に受け入れるにあたり、学校における新型コロナウイルス感染症の対応全般について、学校との連携を図り、感染防止対策に可能な限り取り組んできたことを評価する。学校における教育活動を継続していくための感染症対策については、これまでの対応に加え、今後予想される事態も含めて整理し、その対策を検討しておくことが必要である。
- 小学校の給食施設が全体的に老朽化している中、修繕については即対応し、設備や備品については計画的に更新を進めており、安全で衛生的な給食調理業務が実施されるよう取り組んでいることを評価する。ただし、より安全で衛生的な給食調理業務が行える環境として、給食調理室への空調機器設置は必須条件であり、早急な設置が望ましい。
- 栄養士、栄養教諭、調理員等の努力による栄養バランスの取れたおいしい給食の提供により、残食率も低く、食育指導も推進されていることが伺えるが、家庭や地域との協働による更なる食育の推進が大切である。
- 中学校給食（選択式）は、思春期の中学生の体格や個人差に柔軟に応えることのできる事業であり、保護者の事情や食育に対する考え方に配慮した事業であると大いに評価したい。今後とも安心・安全・利便性の向上に努力されたい。

<評価>

- ◎ 第四次座間市総合計画基本構想に掲げた肥満・やせ傾向率の令和2年度目標値は8.4%であり、平成30年度は8.8%、令和元年度は9.2%と目標値に近い数値でしたが、令和2年度は特に肥満傾向が増加したため11.9%でした。新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛や小・中学校の一斉臨時休業及び部活動の制限等の影響により、運動する機会が減少したことが原因と考えられます。今後、教育指導課と連携し、コロナ禍における生活習慣等に対する保健指導等の充実が必要です。
- ◎ 第四次座間市総合計画基本構想に掲げた小学校給食残食率の令和2年度目標値である2.7%に対し、栄養教諭・栄養士の研究や献立等の工夫、食育指導の取組の結果、目標を上回る1.4%を達成しました。今後も残食が減るよう取組を推進します。
- ◎ 福利厚生事業において、人間ドック受診者への補助金交付は、教職員が自らの健康を維持するための一助になりました。

3 教育活動

<総合計画における目標>

子どもたちは、家庭・学校・地域の中で各々の個性を尊重し、ともに学び合うことを通して一人ひとりが豊かな心をはぐくみ、生きる力を培い、明るく元気な生活を送っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う緊急事態宣言が出され、小学校及び中学校は4月7日から5月31日までが一斉臨時休業となりました。6月に学校が再開され、分散登校期間を経て、6月半ばより通常授業が始まりました。その後も感染対策をとりながら、様々な制限のある環境の中で児童生徒の教育活動、教職員の研修等を行いました。

学校再開後の6月以降、小・中学校では文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理衛生マニュアル『学校の新しい生活様式』」を参考に感染防止に努めるとともに、心の不安の軽減に最大限の配慮をしながら、学びを継続しました。

(1) 教育指導の計画的実施

【施策の方向】

豊かな心をはぐくむための教育指導を計画に基づき、一人ひとりの学びを高めます。

【取組の概要】

① 新型コロナウイルス感染症の対応

授業時数が大幅に減少しただけでなく、感染防止対策のため、児童生徒が十分な距離を確保できない活動実施が難しくなるなど、学び合う学習ができない状況の中で各校がそれに対応した学習を行いました。学校行事についても縮小や延期、リモートによる開催等、実施のための努力をしましたが、児童生徒の学校生活の様子を保護者が参観できる機会はほとんどない1年となりました。中学校では、6月の土曜日に授業を4日間実施し、小・中学校で夏季休業を8月8日から同月26日まで、冬季休業を12月26日から1月5日までと予定よりも短くし、更に各校で学校行事等の見直しを図りながら、授業時数の確保を図りました。

② 「豊かな心を育むひまわりプラン」の推進

- ・ 各学校では、「豊かな心を育むひまわりプラン」や「ごまっ子八つの誓い」「こんな大人になってほしい」などの掲示や、道徳の時間を要とした学校生活全体を通して児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進しました。
- ・ 各学校では、教育大綱に示されている書く力の向上を中心とする確かな学力の育成について、国語の授業を中心に取り組みました。

- ・ 学校の校内研究では、6校が研究主題に豊かな心の育成を掲げ取り組みました。座間市の指定研究を受けた旭小学校は11月に「豊かな心をもつ子の育成 ～一人ひとりが、達成感を覚える国語の授業を目指して～」を研究主題とした研究発表を行いました。研究成果は各小・中学校に伝達され、豊かな心を育む教育が推進される原動力となりました。
- ・ 日々の学校生活の中で、児童生徒が積極的にあいさつをしたり、友達と協力して行事に取り組んだりする姿から、豊かな心が育っていることがわかります。
- ・ 令和2年度座間市児童生徒朝食アンケートによると、小学生の95.4%、中学生の91.4%が朝食を毎日食べるまたは食べる日が多いと回答しました。このことから、家庭では保護者が「早寝・早起き・朝ごはん」を合言葉に、子どもたちの生活習慣を整えていることがわかります。また、学校での食育を受けて、親子で料理をしたり、噛むことを意識したりする取組が見られるなど、学校での取組が家庭でも生かされてきています。
- ・ 豊かな心を育むひまわりプラン推進委員会を中心に、座間の子どもたちが、郷土への愛と誇りを持つための一助として作成した、副読本「郷土の先人に学ぶ」^(※1)を小学校6年生以上に配本しました。
- ・ 各学校で、道徳や郷土学習の時間に副読本を活用できるよう、道徳の学習指導案や資料をホームページに掲載しています。学校では、副読本を活用した授業を年間指導計画に位置付けるなど、学級担任による授業実践が行われるようになっていきます。
- ・ 家庭・地域の方々に「豊かな心を育むひまわりプラン」の具体的な取組の視点を理解していただくため、市内各自治会の掲示板への掲示、市ホームページへの掲載をしました。
- ・ 地域の方々は、学校や保護者と協働して、登下校中の見守りの中で、あいさつをしたり、交通安全の声掛けをしたりしました。また、地域の危険箇所や不審者情報を学校と共有するなど、安全・安心な地域になるよう努めました。

③ Q-U^(※2)の実施

- ・ 児童生徒が満足した学級や学校生活を過ごしているかを把握し、学級担任等がその結果を指導に反映させ、児童生徒の学校生活をより充実したものにしていけるよう取り組みました。学級担任等はQ-Uの結果により学級全体の様子をつかみ、学級集団に対する指導や個別の支援に活用し、いじめ等の未然防止につなげました。希望に応

※1 令和2年度（令和2年度第4刷改訂版）は、大矢矢市氏、瀬戸吉五郎氏、村上ミキ氏、本多愛男氏、鈴木利貞氏、庵政三氏、高松ミキ氏の7名を収録

※2 Q-U

Questionnaire-Utilitiesの略で「級友」という意味も兼ねている。児童、生徒へのアンケートで学級改善を図るもの。「気軽に話せる友達がいる」等の小学生は12問、中学生40問の簡単な質問に答えることで、子どもの状況やそのクラスの状況を分析し、そのためにどのように対策をしていくかを担任が把握できます。

じ、講師を派遣し、Q-Uの結果の分析や活用法について研修も実施しました。

- ・ いじめについては、各学校でいじめの起きにくい集団づくりに努めるとともに、いじめを認知した際は早期対応・早期解消に努めました。教育委員会では平成30年に改定した「座間市いじめ防止基本方針」をもとに、いじめの未然防止、早期発見・早期解消、重大事態等への対応を図ってきました。また、医師、弁護士、臨床心理士、学識経験者、警察OB、小・中学校PTA代表等からなる座間市学校課題協議会によるいじめの重大事態対応等に備える体制を整えました。
- ・ いじめや虐待等の案件に対し、学校と教育委員会は関係機関と連携し、的確に対応できるよう努めました。

④ 学校図書館司書の配置

- ・ 小学校全校（11校）と中学校全校（6校）に司書資格を持つ職員を各校1人配置したことにより、朝の読書活動で読むことのできる本の紹介や新刊本の紹介等を行うことができました。
- ・ 教職員と協力して本の整理整頓や環境整備を行うことで、館内の雰囲気明るくなっています。司書が常にいることで、児童生徒は本への関心を高め、学校図書館を利用し本を借りようとする意欲につながっています。
- ・ 小学校では、本の読み聞かせボランティアと連携し、低学年のうちから本に親しむ機会を作ることができ、児童の読書活動の推進に大変役立っています。
また、中学校では、ベストセラーになった本を含め、新刊がいち早く生徒の手に届く環境になり、生徒の読書離れに歯止めをかける一助となりました。
- ・ 図書委員会の活動支援や、「おすすめの本紹介」を企画するなどして、児童生徒の読書の幅を広げることができました。
- ・ 学校と市立図書館の連携体制を構築し、調べ学習などで複数の児童生徒が同じ本を使用したい時や学校にない本を使用したい時などに、学校図書館司書がネットワークを通じて市立図書館の蔵書を確認し、市立図書館から借りて授業等に幅広く活用しました。（表3）

学校図書館司書を介し市立図書館と連携したことで、学校と市立図書館との連携が進みました。

これらの取組のように、学校図書館司書の配置によって、児童生徒の読書活動が推進されており、児童生徒の豊かな心の育成につながっています。

表1 児童一人当たりの年間貸出冊数 (年間貸出冊数÷全児童数 小数第2位以下四捨五入)

年度	座間小	栗原小	相模野小	相武台東小	ひばりが丘小	東原小	相模が丘小	立野台小	入谷小	旭小	中原小
元	11.2	10.9	24.5	13.2	17.9	15.2	22.9	18.4	10.4	30.3	32.9
2	10.8	10.1	31.7	23.9	18.1	24.7	19.8	20.2	22.7	29.1	27.0

※各学級の図書室利用時間（週一時間）や、授業の中で使われた冊数は含みません。

表2 生徒一人当たりの年間貸出冊数 (年間貸出冊数÷全生徒数 小数第2位以下四捨五入)

年度	座間中	西 中	東 中	栗原中	相模中	南 中
元	3.2	1.0	3.9	3.9	7.2	5.8
2	1.9	1.9	1.8	4.5	4.2	2.8

※国語・社会・理科・総合的な学習の時間等の、授業の中で使われた冊数は含みません。

表3 学校が市立図書館から借りた本の冊数 (市立図書館団体貸出冊数)

年度	小学校	中学校	合計
元	558	426	984
2	361	202	563

【課題等】

① 新型コロナウイルス感染症の対応

休校になった際の家庭学習の取組方法について、学校としての具体的な方法を検討する必要があります。

② 「豊かな心を育むひまわりプラン」の推進

「特別の教科 道徳」の指導を充実させるために、「道徳研修会」を通して授業力向上を図りながら、本プランをより一層、家庭・地域に周知するとともに、家庭・地域の具体的な取組の視点を明確にしていく必要があります。また、生涯学習主管課と連携を図りながら、本プランの更なる推進が図られるよう検討していく必要があります。

更に、全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙や学校評価に係るアンケート等の結果を参考に、児童生徒の意識を確認しながら、取組を進めていく必要があります。

朝食アンケートでは、小学生の4.3%、中学生の7.3%が朝食を食べない日が多いまたはほとんど食べないと回答しましたので、「早寝・早起き・朝ごはん」の更なる呼びかけが必要です。

③ Q-Uの実施

教員に対して、講師等によるQ-Uの効果的な活用方法の研修を実施します。

④ 学校図書館司書の配置

学校図書館の活用推進を図るため、平成 29 年度から学校図書館司書の勤務日数を増加（平成 28 年度：年間 100 日、平成 29 年度～令和 2 年度：年間 160 日）してきました。今後も、市立図書館との連携を更に深め、学校図書館を活用した授業実践などの研究・研修を進めます。

(2) 地域連携による学校づくり

【施策の方向】

地域の人々と連携して、地域の特色を生かした学校づくりや安心して学べる環境づくりに努めます。

【取組の概要】

① ころろ・ときめきスクール推進委託事業

- 6 月までの臨時休業及び新型コロナウイルス感染症対策の観点から、児童生徒が密になる体験活動や外部講師を招いての活動が実施できない状況となり、協力者数が減少しました。

項目		年度				
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
協力者数	小学校	1,009 人	1,125 人	1,159 人	986 人	369 人
	中学校	620 人	512 人	629 人	755 人	129 人
	合計	1,629 人	1,637 人	1,788 人	1,741 人	498 人

- 感染者数が落ち着いた 2 学期には、各学校が「3つの密」を避ける工夫をしながら実施しました。
- 小学校では米作り体験、ネイチャーゲーム、折り紙教室や座間市についての講話、職業講話を実施しました。
また、中学校においては、職業講話や情報モラル教室、薬物乱用防止教室など各学校の実情に応じた取組を実施しました。
- コロナ禍においても継続的に地域の方々と連携・協働を進め、入谷小学校での米づくり、西中学校でのひまわりの栽培などを行いました。児童生徒の健康安全と学校独自の特色ある教育の推進とのバランスをとりながら、豊かな心を育むために各校が工夫し教育活動を展開しました。

② コミュニティ・スクール^(※3)導入に向けた取組

- 令和4年度のコミュニティ・スクール全校導入に向け、コミュニティ・スクール推進協議会を開催し、コミュニティ・スクールの基礎や目指す姿について研修を行いました。
- 令和3年度からコミュニティ・スクールの先行実施を行う東原小学校及び南中学校では、学校運営協議会委員の人選を行うとともに、円滑に導入できるよう協議会委員と教職員にコミュニティ・スクールについての説明会を実施しました。

③ 中学校部活動指導者派遣事業

- 部活動の専門的な技術を補うために、学校の実情に合った部活動指導協力者を派遣しました。軟式野球部、サッカー部、バスケットボール部、ソフトボール部、バドミントン部、卓球部、バレーボール部、陸上競技部の運動部のほか、吹奏楽部、演劇部といった文化部にも派遣しました。

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指導者数	27人	24人	20人	22人	23人
指導日数	1,250日	1,260日	1,290日	1,290日	1,000日

- 令和2年度から部活動指導員^(※4)を2校に1人ずつ配置し、顧問の負担軽減や専門的指導の充実のための取組を開始しました。
- 指導者全員に、派遣事業に係る確認事項、子どもから信頼される指導者の在り方、体罰の禁止などについて説明会を実施しました。

④ 学校安全対策事業

- 学校安全対策指導員は、市内小・中学校17校を5つの地区に分けて、週に一度ずつ巡回し、不審者情報の共有や、危険個所の確認、下校時の児童生徒の見守り等を行いました。また、自治会や地域の方々、保護者との協働により小学校では登下校の安全見守り活動、中学校では地域パトロールを実施するなど、地域の方々と学校が連携して安全・安心な環境づくりに努めました。
- 防犯ブザーを小学校1年生に支給することで、防犯意識が高まるとともに、犯罪抑止力の向上に役立てました。

※3 コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールは、学校運営協議会（学校運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関）を設置した学校のことをいう。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能になる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みである。

※4 部活動指導員

部活動指導協力者が顧問教員の指導計画に従い、顧問教員を支援する立場で生徒の技術指導するのに対して、部活動指導員は、校長の監督を受け技術的な指導にあたり、顧問教員と同様の指導にあたることができます。

年 度 項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	安全対策指導員勤務日数	242日	242日	242日	242日
防犯ブザー購入配付個数	1,100個	1,100個	1,100個	1,050個	1,050個

- ・ 学校では、小学校4年生で自転車の乗り方教室（講義型を含む。）を行うなどの交通安全指導を行いました。また、不審者との遭遇、急な災害、事件事故といった緊急時の対応について、日頃から家庭と連携し、児童生徒自身が危険を予測し、適切に判断し、自ら回避できるような安全教育を行いました。

【課題等】

① こころ・ときめきスクール推進委託事業

小・中学校においては、新型コロナウイルス感染症の流行により地域の方々や異世代との交流、体験学習などを十分に実施できない状況でした。児童生徒の豊かな心を育むうえで様々な方々とのふれあいや体験活動は大切にしたい教育活動です。コロナ禍において、児童生徒の健康と安全を第一に考え教育活動を展開するにはどうしたらよいか、実施方法を工夫する必要があります。

② コミュニティ・スクール導入に向けた取組

令和4年度全校実施に向け、コミュニティ・スクールについての教職員の理解、家庭や地域への周知をいかに図っていくか、協議会委員をどのように選出していくかを検討していく必要があります。コミュニティ・スクールは、総合計画における目標である「家庭・学校・地域の中で各々の個性を尊重し、ともに学び合うことを通して一人ひとりが豊かな心をはぐくむ」ための大きな力となることが期待されます。

③ 中学校部活動指導者派遣事業

- ・ 生徒の技術や意欲の向上、また教員の指導力向上、更に、部活動の活性化への支援として、より一層の派遣日数の増加が必要です。
- ・ 新規申請の指導協力者に対して、体罰禁止を含めた部活動指導者としての役割等を徹底するために、面談を継続していきます。
- ・ 中学校全6校に部活動指導員の配置をめざしていますが、部活動指導者に比べ職務内容も広がるため、人材の確保が難しい状況です。

④ 学校安全対策事業

学校において有事に備えた不審者侵入対策訓練を定期的実施していくなどの教職員の意識を高めていく必要があります。

(3) 児童生徒に適した指導・支援

【施策の方向】

障がいのあるなしにかかわらず、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるために適切な指導及び支援を行います。

【取組の概要】

特別支援教育事業

ア 介助員の配置

- ・ 特別支援学級の児童生徒の生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行いました。
- ・ 市内の小・中学校の特別支援学級には、障がい児の身辺処理の介助や移動時の安全確保のために介助員を33人（うち3人は医療ケアを必要とする児童生徒のための看護介助員）を配置しました。介助員が担任教諭の指示により職務に従事することで、担任教諭は集団全体に目を向けた指導に専念できるなど、特別支援教育の充実が図られました。
- ・ 介助員を対象に、養護学校の地域支援員を講師として研修会を実施し、資質の向上に努めました。

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特別支援学級 在籍児童生徒数	185人	190人	191人	204人	219人
担当教諭数	54人	59人	58人	61人	66人
介助員数	24人	27人	27人	29人	33人 (うち看護介助員3人)

- ・ インクルーシブ教育推進により、以前は特別支援学校に通っていた児童生徒も市内小・中学校の特別支援学級に通うことができるようになり、特別支援学級の児童生徒数は、年々増加しています。

イ 補助員の配置

- ・ 障がいの有無にかかわらず教育的ニーズのある子どもに対しても適切な指導及び必要な支援を行いました。
- ・ 通常級に在籍する、LD^(※5)、ADHD^(※6)及び自閉症等の配慮を要する児童生徒

※5 LD

Learning Disorders ,Learning Disabilities, (学習障害)の略で、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

※6 ADHD

Attention Deficit /Hyperactivity Disorder(注意欠陥/多動性障害)の略で、「不注意」、「多動性」、「衝動性」の三つの面で主に障害が見られますが、個人によってその症状は様々に異なります。

に対し、きめ細かな支援を行うために、補助員を17人派遣しました。担任と協力して学習に困難を来している児童生徒の学習指導を中心に支援しました。また、人間関係づくりに困難さを感じている児童生徒に対しては、社会性が身に付くようサポートすることができました。

- ・ 補助員に対しても、養護学校の地域支援員を講師として研修会を実施し、資質の向上に努めました。

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助員数	16人	17人	17人	17人	17人

【課題等】

介助員・補助員の資質向上のために、今後更に養護学校と連携を図り、地域支援員を講師とした研修を継続し、研修の内容を深めていきます。

(4) 情報化・国際化教育の推進

【施策の方向】

情報化社会に対応する能力の育成と国際社会への関心、意欲を高める教育を推進します。

【取組の概要】

① 情報化教育の推進

- ・ 情報機器（ICT）を活用した学習指導について、情報教育アドバイザー^(※7)が全小・中学校を訪問し、教職員を対象に研修を行いました。（主な内容：G o o g l e f o r E d u c a t i o n及びchromebookの体験型研修）
- ・ 令和2年度末に完了した、児童生徒への一人1台の学習用端末の整備に伴い、ICTを活用した教育活動を開始しました。今後も、教師と児童生徒がICTを効果的に利活用できるよう、情報提供や研修機会の提供を進めました。
- ・ 情報教育推進会議で情報交換・情報共有を行うことで、各校が横のつながりを構築し、各校の工夫などを共有できるよう進めました。
- ・ 情報教育アドバイザーが、随時、学校の要請に応じて支援を行いました。（G o o g l e f o r E d u c a t i o nの利活用・リモート会議、研修のサポート他）
- ・ 情報モラル教育については、外部団体とも連携しながら、情報モラル教育についての研修会・講演会等を行い、各学校の支援を行いました。

※7 情報教育アドバイザー

ICTを活用した効果的な教育活動をはじめ、情報教育全般に関する知識や技能を有し、最新の情報収集及び自己研鑽に努める者。学校の情報教育に関する環境整備や研修内容について教育委員会へ助言する。

- ・ 学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進のため、LINEを活用した保護者連絡システムの構築を行いました。

② 小・中学校外国語教育推進事業

平成30年度からALT^(※8)の派遣を実施しました。令和2年度は、国際社会の一員として世界の人々と心を開いて交流することができるよう、小・中学校に9人のALTを年間1,535日(派遣総日数)派遣しました。

(小学校) 派遣目的 : ALTとのコミュニケーションにより英語に親しむとともに、外国の文化にも触れ、国際理解にもつなげる。

派遣回数 : 小学校3、4年生全クラスに平均35回 5、6年生の全クラスに平均40回程度派遣

(中学校) 目的 : 英語教育の充実と国際理解を深める。

派遣回数 : 中学校の全クラスに平均20回程度派遣

③ 外国人子女日本語指導等協力者派遣事業

- ・ 日本語指導を必要とする児童生徒のために、学校の要請に応じて日本語指導等協力者を派遣し、学習及び生活の両面から円滑な学校生活を送ることができるよう支援しました。また、個人面談の折には通訳者を派遣し、保護者の教育相談にも対応しました。令和2年度は119人の児童生徒及び保護者が日本語指導等協力者の支援を受けました。
- ・ 国際教室^(※9)では、日本語指導だけでなく、外国と日本の文化・習慣等の違いにふれることで、国際理解教育にも取り組みました。
- ・ 令和2年度より、小型翻訳機を全校に整備し、日本語指導等協力者が派遣されない日の授業での学習指導に役立てられるようにしました。

[日本語指導等協力者派遣回数]

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指導回数※	460回	502回	501回	573回	1,128回
通訳回数※	32回	32回	52回	68回	132回

※令和元年度までは、1回2時間。令和2年度からは、1回1時間。

【課題等】

※8 ALT

Assistant Language Teacher (外国語指導助手) の略

※9 国際教室

日本語指導を必要とする外国籍の児童、生徒が5人以上在籍する学校に設置している。令和元年度時点で入谷小を除く10小学校と座間中、東中、相模中の3中学校に設置。

① 情報化教育の推進

- ・ 令和2年度から実施された新学習指導要領における小学校プログラミング教育の必修化とともに、中学校においても、教育活動におけるICTの活用を推進するための人的支援としてICT支援員^(※10)が必要です。(現在は小学校のみ1校あたり年間35日勤務)
- ・ GIGAスクール構想及び新型コロナウイルス感染拡大予防対策のための臨時休校に伴うICTの活用が強く求められており、情報教育アドバイザーの体制拡充等の具体的取組が必要です。

② 小・中学校外国語教育推進事業

令和2年度から、小学校5、6年生において、外国語科(年70時間)が新設されました。今後は、担任等が中心となりALTとともに音声や基本的な表現に慣れ親しみながら、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、児童生徒のコミュニケーション能力や国際理解力を養うために学習指導を充実させていく必要があります。

③ 外国人子女日本語指導等協力者派遣事業

- ・ 外国につながるの児童生徒が年々増加しており、今後も、日本語指導を必要とする児童生徒に対して、学習指導や生活指導につながる、個に応じた支援を継続していく必要があります。
- ・ 特に中学校では、進路に関する保護者の理解を得るためにも、面談時の通訳を継続・強化する必要があります。
- ・ 国際教室の児童生徒が在籍する学級においては、お互いの国の生活や文化の違いを理解するなど、国際理解教育を進めていく必要があります。

(5) 調査研究や研修講座の充実

【施策の方向】

教育内容を充実し、特色ある教育を推進するため、教育に関する研究事業の助成を図るなど、各学校等の調査研究や研修講座の充実を図ります。

【取組の概要】

① 教育課程等指定研究事業

- ・ 教科、領域に係る指定研究校として小学校2校、中学校1校、防災教育に係る指定研究校として小学校1校を、それぞれ市で指定しました。指定を受けた学校は、2年

※10 ICT支援員

ICTを活用した教育活動やプログラミング教育に関する教職員のニーズに応じて、随時支援する。

間にわたり教育研究を深め、その成果を発信することで、小・中学校の教育推進活動の資質向上と発展を図っています。

- 座間市の特色ある教育の一つである防災教育については、西中学校区の小・中学校で継続した6年間の防災教育の取組を参考に、令和2年度からの6年間は、相模中学校区において実施します。令和2年度は相模が丘小学校を指定研究校としました。相模が丘小学校では、4年生の総合的な学習の時間に自然災害に関する基礎や自助・共助・公助について学び、災害時にどう行動すべきかなどについて防災新聞で校内に発信する取組を行いました。また、児童が防災と減災に関心を持ち、意識を高めることにより災害時の対応力を強めるための教育活動の手立てとして「ジュニア防災検定」を実施しました。

〔教育課程等指定研究校〕

学校名	研究領域	年度	研究主題等
座間小学校	体育	元・2	「運動する楽しさや喜びを感じられる児童の育成を目指して」 ～みんながわかる・できる・わかちあえる体育学習～
旭小学校	国語	元・2	「豊かな心をもつ子の育成」 ～一人ひとりが、達成感を感じる国語の授業を目指して～
相模中学校	全教科	元・2	「知識をつなぎ、思考を広げ、表現できる生徒の育成」
栗原小学校	道徳	2・3	心豊かによりよく生きる子の育成 ～自分事として考え・伝え・深める道徳授業を通して～
相模が丘小学校	全領域 (防災)	2・3	言葉の力を通して、自ら学び考える子の育成
入谷小学校	全領域	2・3	自ら学ぶ児童の育成 ～必然性を持たせた学びを通して～
栗原中学校	全教科	2・3	「深い学びの創造」

- 教育課程等指定研究を受けていない10校についても、小・中学校校内研究事業として、各校テーマを設定し校内研究に取り組み、成果をあげました。

② 教育研修事業

3領域（学校経営研修・教育指導研修・課題研修）、10研修会に関して外部講師を招へいし、学校現場に対応した内容、実践的な内容を基本とする研修を計画していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や長期休業を短縮した影響により、研修実施日が登校日と重なったため一部の研修を中止しました。研修会の開催状況

は、次のとおりです。

	事業名	内容	対象者
学 校 経 営	校長研修会	講義演習	校長
	教頭研修会	中止	教頭
	リーダー研修会	中止	総括教諭、中堅教諭（7年目以上）
教 育 指 導	学級経営研修会	中止	1年経験者全員
	校内研究担当者研修会	中止	校内研究担当教諭
	道徳教育研修会	①中止、②研究授業・協議	1年経験者全員
	初任者研修会	①講義、②講義・演習、 ③講義・机上研修、④授業研究・協議 ※その他県、県央主催の研修が14回	初任者 他
課 題	児童生徒指導研修会	①中止、②講義、③書面開催	学級担任 (未受講者)
	人権研修会	①中止、②講義演習	教諭
	今日的課題研修会 (いじめ)	中止	教諭 (未受講者)

※表中の①～④は各研修会の回数（第〇回）を表す。

③ 教職員研修事業

教職員の資質向上及び市民の教育に対する理解を図るため、研修講座を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため長期休業を短縮したこと等により、授業づくり研修講座（12月）を除き、中止となりました。

講座名	開催状況	内容
社会教育研修講座	①中止	地域学習「市内巡り」（初任者教職員対象）
理科教育研修講座	①中止	理科資料集「自然はおもしろい」の活用について
環境教育研修講座	①中止 ②中止	「海洋汚染と海流の影響について」 「日本遺産に指定されている大山の魅力を求めて」
情報教育研修講座 外部講師①・情報教育アドバイザー 担当（依頼に応じて複数回）	①中止	「ICT活用で授業改善」 「プログラミング教育」等
教育相談研修講座	①中止 ②中止	育てるカウンセリング演習（1） 教育相談基礎研修
外国語教育研修講座	①中止	小・中連携の推進

授業づくり研修講座	①中止 ②開催	「論理的な文章を書く力を高める指導」 (①8月・②12月)
豊かな心を育む研修講座	①中止	「サッカーを通じた共生社会づくり」
教育教養研修講座 (市民公開講座)	①中止 ②中止	座間の教育史 教育相談

※表中の①、②は各講座の回数（第○回）を表す。

④ 教育研究事業

- ・ 市内の小・中学校教職員27人を教育研究員に委嘱し、教育に関する基礎的、専門的な分野や学校現場における今日的課題について調査研究を行いました。
- ・ 年間研究日数：個別課題研究20日・その他の研究員会12日

研究員会等	人数	研究課題	ホームページ掲載
中学校社会科教育研究員会	3人	中学校社会科副読本「中学校社会科資料集座間」の活用と指導内容の検討、改定に関する調査研究。	—
座間の自然研究員会	3人	理科資料集「自然はおもしろい」の改訂を進めるとともに、「春の草花写真シート」と「樹木シート」の改定。	—
教育課題研究員会	4人	副読本「郷土の先人に学ぶ」の指導案・補助教材作成、活用及び認知度の向上に関する研究。	—
外国語教育研究員会	4人	小学校外国語活動から中学校英語へのスムーズな連携に関する研究。	—
道徳教育研究員会	4人	特別な教科「道徳」の授業及び評価等についての調査・研究を行い、教育資料を作成。	令和2年度 研究紀要
情報教育研究員会	5人	ICTを活用した授業に関する調査研究を行うとともに、教育資料を作成する。	—
個別課題研究員	4人	教育課程の実施に伴う指導上の諸問題に関して、教育実践を踏まえた個別の課題研究を行い、ホームページに研究成果を発表する。	令和2年度 教育研究

- ・ 教育研究員の研究成果については、「教育研究」、「研究紀要」として教育研究所のホ

ホームページに掲載するとともに、座間市教育研究所研究発表会（書面開催）では、道徳教育研究会が資料を各小・中学校に配布しました。なお、神奈川県教育研究所連盟研究発表大会においても、同研究会が発表予定でしたが中止となりました。

⑤ 教育史編さん事業

教育史編さんでは、「座間市教育史第二巻」（近現代資料編）に続き、「座間の教育史通史編」発刊に向け資料の収集及び整理を行いました。

【課題等】

① 教育課程等校内研究推進事業

研究主題については、学校の要望を踏まえつつ、道徳の教科化等、国・県の動向を注視し、今日的な教育課題に取り組むよう調整をしていく必要があります。

② 教育研修事業

初任者、中堅教員及び管理職のそれぞれの段階に応じて、市が果たすべき役割を踏まえ、今日的課題にも速やかに対応できるような研修の実施に努めます。集合研修の開催については、教職員の資質向上を図るうえで大切なことですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会場や、日程、開催方法などが課題となっています。

③ 教育研究事業

今日的な研究課題（小学校「外国語」・「特別な教科道徳」・ICTの利活用）に関する調査・研究の充実を進めます。更に調査研究の成果を活用できるよう、刊行物、研究発表会及び教育研究所ホームページへの掲載等で周知を進めます。教育活動におけるICTの利活用及び教職員への研修の更なる充実を図るために、情報教育アドバイザーの体制拡充が必要です。

④ 教職員研修事業

今日的課題や教職員のニーズに合った研修を行うために、他機関で行う研修内容も考慮したうえで研修を計画していきます。

⑤ 教育史編さん事業

- ・ 本市の教育史に関する歴史的価値を持つ資料は、消滅のおそれがあるため、早急に収集、整理を行うことが課題となっています。
- ・ 本市の教育の歴史を後世に伝えるために、教育史の編さんとその内容の発刊に努めます。

(6) 教育相談体制の充実

【施策の方向】

教育に関する相談体制の充実を図ります。

【取組の概要】

① 教育相談事業

- ・ 相談件数が増加するとともに相談内容が多様化しているため、学校及び関係機関と連携を図るとともに、様々な方策により、多様なケースに対応しました。

場所	実施事業	事業内容
研究所	電話・来所相談 〔 ・教育相談員 ・教育心理相談員 〕	電話又は来所による教育相談により、児童生徒の教育相談及び学校の教育相談を援助する。
	心理判定による支援 〔 ・心理判定支援員 ・教育心理相談員 〕	特別な配慮を要する児童生徒の発達検査や行動観察を行い、教職員や保護者が適切な支援を行えるよう、助言や援助を行う。
中学校	心のフレンド員派遣 (心のフレンド員)	不登校対策の充実を図るため、中学校に学生ボランティアを派遣する。
小学校	学校教育心理相談員の配置 (学校教育心理相談員)	小学校における教育相談体制の充実を図るため、全小学校に配置。各校の実情等に応じ、児童や保護者のカウンセリング、教職員への助言等を行う。
研究所	スクールソーシャルワーカー活用事業（県）及び スクールソーシャルワーカーの配置（市） (スクールソーシャルワーカー)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図る。
研究所	教育相談 コーディネーター会議 (コーディネーター他)	年4回、小・中学校の教育相談コーディネーターが一堂に会し、情報交換や事例研究等を通して、学校教育相談の在り方についての研さんを積む。 また、小・中学校の教育相談における連携を深める。
研究所 ↓ 各学校	学校巡回教育相談 〔 ・教育相談員 ・教育支援教室専任教員 ・教育指導員 ・教育心理相談員 ・家庭訪問相談員等 〕	小・中学校を巡回し、教職員や保護者から児童生徒の問題や指導に関わる教育相談を受け、問題の解決や回復のための助言や援助を行う。

電話・来所相談 集計

年度 項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	286件	275件	254件
相談回数	1,190回	1,140回	1,095回

令和2年度相談内容の主訴

主訴 割合	学校生活	不登校	家庭生活	学習・進路	いじめ
%	44.9	29.5	10.4	12.8	0.1

いじめが絡んだ相談があった際には、必要に応じて関係機関とつながり、情報共有と早い段階での対応を行いました。

また、厚木児童相談所、県立総合教育センターなどの関係機関や、庁内関係課とも連携を図りながら、教育相談を行いました。

- ・ 教育心理相談員や心理判定支援員がより専門的な立場で面接・観察・心理テストなどを行いました。対象者の持っている資質や行動の特徴をつかみ、保護者や学校とその内容を共有し、その後の相談や支援に役立てました。
- ・ 研修や会議を通しての教育相談コーディネーターの育成や、中学校6校への「心のフレンド員」の派遣等により、学校が抱えるいじめや不登校問題の早期発見や早期対応ができるよう、支援を行いました。
- ・ 平成29年度から引き続き、全小学校に学校教育心理相談員を配置し、問題を抱える児童や保護者に対して、きめ細かな支援を行いました。また、教員への助言や研修等、教員の資質向上にも寄与しています。
- ・ スクールソーシャルワーカーが、問題を抱えた児童生徒とその家庭環境への働き掛けを行いました。更に、学校だけでは対応が困難な事例について、生活援護課や関係機関等と連携して支援を行ってきました。

② 教育支援教室事業

- ・ 教育支援教室「つばさ」では、専任教員、教育支援員、専任支援員及び専任助手を配置し、教育支援教室に通う児童生徒個々に応じた支援の充実を図ってきました。臨床心理士の資格を有する教育支援員は、通室児童生徒の心理的な問題に対応することができました。また、進路選択に取り組む中学3年生（8人）には、きめ細かな支援を行い、全員が高校に進学することができました。
- ・ 様々な要因により教育支援教室に入室していない児童生徒の支援のため、家庭訪問相談員による家庭訪問を行いました。

- ・ 心理の専門家から不登校の児童生徒への支援方法に関する指導、助言を受け、スタッフの資質向上を図りました。

【課題等】

① 教育相談事業

- ・ 令和2年度も相談回数が多く、相談内容も複雑になってきています。そのため、家族や本人との相談が長期間にわたるケースや、福祉・医療などの他機関との連携が必須なケースも出るなど、対応が難しくなっています。小学校のスクールカウンセラーの勤務日数の更なる拡充等、具体的な取組が必要です。
- ・ 子どもへの支援と並行して家庭環境の調整などが必要なケースは、スクールソーシャルワーカーや生活援護課等と連携した支援が必要になっています。
- ・ 学校では、教育相談コーディネーターがキーパーソンとなり、校内・校外の関係者との連絡や調整を行っています。また、ケース会議の運営などに力を発揮できるような体制づくりが進んでおり、継続して教育相談コーディネーターの育成に努めます。

② 教育支援教室事業

不登校の児童生徒が在籍する学校の学級担任との情報共有と連携を密にし、それぞれの役割を持った教育支援教室のスタッフが協力して取り組む必要があります。そのため、学級担任等には児童生徒の様子を継続的に情報提供します。

通室生に限らず、不登校の児童生徒への働きかけを強化するためには、家庭訪問相談員の勤務日数の拡充等の具体的な取組が必要です。

<点検評価委員の主な意見>

- 新型コロナウイルス感染症対策に努めるとともに、児童生徒の心の不安軽減に最大限の配慮をしながら、学びの継続や学校の諸活動を行ったことを評価する。また、一斉臨時休業により影響を受けた授業時数を確保するため、夏季及び冬季休業の短縮並びに学校行事の見直しを図った学校の努力に敬意を表したい。
- 「豊かな心を育むひまわりプラン」の計画期間が令和2年度をもって最終年度となることから、これまでの同プランの進捗状況について、次期計画に反映できるよう、まとめをする必要がある。また、次期計画で同プランをより一層推進するために、学校、家庭、地域の役割を分担する中で、具体的な取組を小さなことから検討し、実践することを期待したい。
- 教職員の研修については、今日的課題の小学校「外国語」、「特別な教科道徳」、及び新型コロナウイルス感染症対策によるリモート授業等の「情報化教育」に対応した多くの教員が参加できる研修の推進に努められたい。中でも小学校「外国語」に対応した小学校教員の英語指導力の向上を図る研修を企画し、継続的に実施していくことを望む。
- Q-Uの実施により学級集団づくりや児童生徒一人ひとりの個別の支援、更にはいじめの未然防止など、その分析結果の効果的な活用についての理解を一層深める研修の充実を望む。
- 教育大綱にある国際理解教育が国際教室における教育活動に留まっている現状から、学校全体の国際理解教育の構築を期待したい。
- 教職員の指導力や資質向上を図るため、研修の充実を努めていることを評価する。ただし、現在教職員にとって最も必要な研修は、ICTを活用した授業研究と小学校高学年の新設外国語科の授業研究であると考えられるため、学校の要請や教職員のニーズに十分応えられるICT支援員等の人的配置が必要であり、早急に整備されることを望む。
- 学校内及び学校と教育委員会や関係機関との組織的な連携体制などを常に意識しながら、いじめ等様々な課題に的確に対応できるよう万全を期していただきたい。
- 不登校対策における「教育支援教室」の充実を大いに評価するが、入室に至っていない児童生徒の状況把握もしっかり行いながら適切な指導がなされるよう期待する。また、ICT環境を活用したリモート授業の研究を進めることを期待したい。
- 学校における読書活動において、図書館司書の配置がされ、学校図書館の利用拡大に繋がったことを大いに評価する。
- 各地で大きな災害が発生する中、「ジュニア防災検定」の実施や教科学習の中に防災の視点を入れた授業研究のほか、災害時の行動について防災新聞で校内に発信した相模が丘小学校の取組など、防災教育に力を注ぐ姿勢は大いに評価に値するものであり、今後も防災教育に取り組むことを期待したい。

<評価>

- ◎ 「豊かな心を育むひまわりプラン」推進の手立ての一つである副読本「郷土の先人に学ぶ」において、今後も新たな郷土の先人の紹介を検討します。
- ◎ 地域の人材活用実績（こころ・ときめきスクール推進委託事業）は、着実な伸びを示し、令和元年度までに第四次座間市総合計画基本構想の目標値である1900人に着実に近づきました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、地域の人材活用を控えざるを得ない状況となりましたが、今後も感染対策をとり、工夫を加えながら地域の人材活用の状況を改善し、地域との連携による学校づくりを更に推進していきます。
- ◎ 「情報化社会、国際化社会などの社会の変化に対応した教育が進められてきていると思う市民の割合」は、令和2年度調査で14.4%であり、第四次座間市総合計画基本構想の目標値である60%に大きな開きがあります。ICTを利活用した教育活動や外国語教育の推進の様子について、積極的に授業参観を行ったり、学校ホームページに情報発信するなど、市民への更なるアピールが必要です。
- ◎ 障害者差別解消法の施行を受け、障がいのあるなしにかかわらず、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を進めるという基本理念の下、介助員、補助員の適正配置に今後とも努めていきます。また、介助員、補助員の有効かつ適切な活用をするために養護学校と連携を図り、より実践的な研修で指導力向上を推進していきます。
- ◎ 文部科学省の英語教育の方向性をいち早く把握して、小学校高学年の外国語活動の教科化や中学年の外国語活動が有効かつスムーズに導入できるように、学校と調整を図り、外国語教育推進事業を更に推進していきます。
- ◎ 教職員が研究や研修を通して資質や指導力を向上させることは、子どもたちの人間形成にプラスの影響を与えるものです。教職員のニーズだけでなく、教育大綱に示した施策の方向を踏まえ喫緊の課題に即応した、多くの教職員が参加できる研修を推進していきます。
- ◎ 教育相談については、相談内容の多様化を受け、そのケースに合った対応を行っていくことが不可欠です。そのため、教育心理相談員、心理判定支援員、家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカーなどの専門性を生かした人の配置を行うとともに、学校の教育相談コーディネーターや生活援護課、子ども育成課等とも連携を図りながら児童生徒や保護者、教職員等に対応していきます。また、学校教育心理相談員配置の継続に努め、よりよい支援体制の構築を図ります。

4 生涯学習

＜総合計画における目標＞

市民は、自ら関心のある生涯学習や社会の要請にこたえた学習に積極的に取り組み、その成果を生かした豊かな生活を送っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため8月頃まで事業を中止しました。その間も、感染対策を踏まえた「新しい生活様式」^(※1)に沿う事業の実施方法を検討し、年度中旬以降には講座の参加人数を抑え、開催方法を工夫しながら、一部の事業については実施することができました。

また、図書館では、臨時閉館や貸出の制限、事業の中止など市民の利用に大きな影響がありましたが、国や県の指示に沿って感染対策を徹底しながらサービスを提供しました。

(1) 学習機会と拠点施設の充実

【施策の方向】

学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の拠点となる施設の充実及び機能強化を図ります。

【取組の概要】

① 市民大学運営事業

例年、相模原市との共催で、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムに事業委託し、市民の学ぶ意欲を支える学習機会の場としての市民大学を提供していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

※1 「新しい生活様式」

新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言された「新しい生活様式」(令和2年5月4日)を踏まえ、新型コロナウイルスを想定し、厚生労働省は「新しい生活様式」の実践例を発出しています。

- (1) 一人ひとりの基本的感染対策(感染防止の3つの基本①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い)、移動に関する感染対策(感染が流行地域からの移動や流行地域への移動は控える。発症時に備え行動記録をとるか、接触確認アプリを活用)など。
- (2) 日常生活を営むうえでの基本的な生活様式(手洗い・手指消毒、口咳エチケットの徹底、こまめな換気、「3密(密集・密接・密閉)」の回避、毎朝の体温測定、健康チェック)。
- (3) 日常生活の各場面別の生活様式(買い物は通販利用が少人数ですいた時間に。公共交通機関では会話は控え、混む時間は避け徒歩や自転車を併用。狭い部屋での長居は無用、歌や応援は十分な距離かオンライン。イベント等への参加は、接触確認アプリを活用、発熱時は参加しない)。
- (4) 働き方の新しいスタイル(テレワークやローテーション勤務、時差通勤、会議はオンライン、対面の打ち合わせは換気とマスク)。

文部科学省はこの実践例を踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」を作成し、都道府県教育委員会等へ発出しました。

項目		年度				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
コース		16	15	15	14	中止
科目数		31	26	26	26	
参加者数	座間市	246人	217人	177人	169人	
	相模原市	1,137人	793人	786人	551人	
	その他	90人	77人	72人	46人	
	合計	1,473人	1,087人	1,035人	766人	

② 公民館学級・講座開設事業

市内3か所の社会教育施設「座間市公民館」、「北地区文化センター」、「東地区文化センター」（以下「公民館」という。）では、児童から高齢者まで幅広い年齢層の市民を対象とした27事業を実施しました。施設ごとの事業数と受講者数は次のとおりであり、令和2年度の受講者延べ人数は1,248人でした。

項目		年度				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業数	座間市公民館	19	19	18	14	8
	北地区文化センター	23	20	18	15	11
	東地区文化センター	20	24	23	18	8
	合計	62	63	59	47	27
受講者数	座間市公民館	816人	704人	791人	469人	263人
	北地区文化センター	1,364人	1,161人	962人	737人	377人
	東地区文化センター	1,223人	1,512人	921人	652人	165人
	合計	3,403人	3,377人	2,674人	1,858人	805人

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため24事業を中止しました。

（上記表中の事業数には含みません。）

内訳：座間市公民館5事業、北地区文化センター8事業、東地区文化センター11事業

③ 生涯学習フェスティバル開催事業

本事業では、市民一人ひとりの生涯学習への意欲を高め、ゆとりある心豊かな社会を目指すことを目的とした啓発事業として、例年、講座開催事業と「公民館へ行ってみよう」という企画を実施しています。

令和2年度は全3回の連続講座を実施しました。第1回目の講座では、新型コロナウイルス感染症対策のため、受講者の間にアクリル板を設置してワークショップを行いました。第2回目の講座は、従来どおり

の座学講座を実施しました。第3回目の講座も、ワークショップの形式を取らずに、座学講座としました。また、講師の協力のもと座間市公式チャンネル（YouTube）により動画を約1か月間配信しました。この方法は、都合の良いときに受講可能、第1回目講座のようなアクリル板で講師の声が遮られることがない、外出しないので感染症対策になるなどが評価される一方、やはり従来の集合型座学や対面式を希望する声もありました。更に、図書館と協力し、講座内容に関連した本の特集コーナーを館内に設けました。

	開催日	項目	参加人数
1回	1月26日	人間関係について	47人
2回	2月2日	お金のトラブルについて	
3回	2月9日	居場所について	

例年行う企画「公民館へ行ってみよう」は、公民館施設でのサークル見学・体験等による生涯学習の促進事業ですが、新型コロナウイルス感染症感染の影響で実施せず、代案として、公民館施設登録サークル一覧を掲載した冊子を更新し、市民に配布するとともに、市ホームページに掲載して、公民館で活動するサークルの紹介をしました。

④ コミュニティ文化祭開催事業

例年、公民館を拠点に活動しているサークルや団体が、文化祭実行委員会を組織し、市が事業委託して開催していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

・座間市公民館「公民館まつり」

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加者総数	945人	847人	1,102人	1,135人	0人
入場者総数	14,950人	17,266人	14,117人	13,041人	0人
開催期間	5/20～22	5/19～21	5/25～27	5/24～26	中止

・北地区文化センター「北地区文化祭」

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加者総数	921人	791人	733人	635人	0人
入場者総数	9,806人	7,981人	7,545人	5,867人	0人
開催期間	10/28～30	10/27～29	10/26～28	10/25～27	中止

・東地区文化センター「みんなでつくる文化祭」

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加者総数	1,026人	863人	818人	470人	0人
入場者総数	10,089人	8,206人	9,437人	3,750人	0人
開催期間	10/21～23	10/20～22	10/20～22	10/11、13 (12日は台風により中止)	中止

⑤ 施設整備事業

施設の定期的な点検及び修繕を実施するとともに、老朽化した備品を更新し、市民の学習活動の拠点となる公民館施設の整備に努めました。

座間市公民館 (昭和57年築)	施設修繕	エレベーター主ロープ取替、自動ドア装置交換修繕、和室畳修繕 ほか12件
	備品購入	水平スタックフォールディングテーブル
北地区文化センター (昭和51年築)	施設修繕	流し水漏れ修繕、出入り口門扉修繕、空調設備修繕、機械室ドア等修繕、窓ガラス修繕 ほか3件
	備品購入	両開き書庫
東地区文化センター (昭和55年築)	施設修繕	図書室LED照明交換修繕、正面玄関LED照明交換修繕、建物夜間照明LED交換修繕、外部通路タイル修繕 ほか3件
	備品購入	ホワイトボード

⑥ 図書館資料整備事業

市民の読書活動の推進を図るため、市民のニーズに沿った選定を行いながら図書館資料の充実に努めました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月7日から5月31日まで臨時閉館とし、その前後も予約図書のみ貸出などサービスを限定する状況が続いたことから、貸出者数及び貸出資料数に大きな影響がありました。

項目	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
蔵書冊数		411,945冊	414,306冊	414,107冊	415,997冊	413,431冊
購入冊数		11,184冊	11,107冊	11,131冊	11,070冊	10,738冊
寄贈冊数		4,362冊	3,531冊	4,106冊	4,030冊	1,873冊
除籍冊数		13,474冊	11,405冊	16,311冊	14,706冊	16,543冊
貸出者数		224,773人	217,881人	210,783人	199,242人	157,944人
貸出資料数		937,470点	911,974点	887,727点	867,859点	594,767点

※蔵書冊数には「不明本」等が含まれます。

※貸出資料数には視聴覚資料が含まれます。

※蔵書冊数、購入冊数、寄贈冊数には視聴覚資料は含みません。

※すべての項目には電子書籍は含みません。

⑦ 電子図書館構築事業

令和2年9月30日から、電子図書館のサービスを開始しました。このサービスは市民が自身のパソコンやスマートフォン、タブレット端末などから、インターネット回線を利用して電子図書館システムに接続することで、電子書籍の貸出返却ができるものです。図書館に来館することなくいつでもどこからでも利用できるため、高齢者や障がい者、傷病者、妊婦等、来館が困難な市民に対し、読書の機会を提供することが可能になりました。また、図書館の利用が少ない10代から20代の若い世代はインターネット機器の使用率が高いため、電子書籍の利用が見込まれます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため外出自粛が求められたことから、社会状況に合致した本事業は、約6か月の稼働で3,513件の利用がありました。

【課題等】

① 市民大学運営事業

大学や専門学校の協力の下、コロナ禍で安定した学習機会を提供するために、オンライン講座の導入を進めます。今後は、受講者がオンライン講座を利用するための技術的支援や環境支援も視野に入れて講座企画に取り組みます。

② 公民館学級・講座開設事業

公民館学級・講座開設事業では、講座終了後の受講者の活動や学習を職員が継続的に支援するため、必要な能力向上のために職員研修の内容を充実させます。また、公民館では、コロナ禍の中でも市民が安心して受講できるよう、学級・講座開催時は感染対策を実施しますが、受講者の協力（マスク着用、手指消毒、体調管理等）も必要です。

③ 生涯学習フェスティバル開催事業

より多くの市民に参加してもらえるよう努め、地域の生涯学習活動や公民館活動等の一層の振興に結び付くような事業内容にします。また、コロナ禍の中でも市民が安心して参加できるよう、十分な感染防止対策を実施します。なお、生涯学習活動推進を目的とした事業ということは変わらないものの、当初の実行委員会形式のフェスティバルから生涯学習課主体の講座や講演会及び公民館活動促進事業の実施へと事業内容が変わってきているため、事業名の変更も踏まえて検討が必要です。

④ コミュニティ文化祭開催事業

参加サークルや団体の高齢化に伴い、文化祭の設営準備や後片付け等の要員確保が課題となっています。準備時間の工夫や地域ボランティアへの協力要請などについて、文化祭実施主体である実行委員会と公民館で意見交換を重ね、課題を解決します。

⑤ 施設整備事業

公民館の施設や設備の老朽化等に伴い、定期的な点検修繕の必要性が高くなっています。利用者の利便性向上のため、今後も公共施設再整備計画の下、施設設備を更新します。

⑥ 図書館資料整備事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時閉館を実施した影響もありますが、貸出者数、貸出資料数は継続して減少傾向にあります。多くの市民の利用を促すために、魅力ある図書館サービスについて調査研究していく必要があります。

また、継続して学習活動の支援に取り組むため、蔵書を整備し、資料の充実を進めます。

⑦ 電子図書館構築事業

コロナ禍における外出自粛の生活の中でも利用できるというメリットは大きく、市民の利用を促進するため、電子図書館の利便性について更に周知していく必要があります。

(2) 学習環境の整備

【施策の方向】

学習情報の収集・提供体制、学習相談体制を確立し、学習環境を整備します。

【取組の概要】

① 家庭教育推進事業

コロナ禍という非常に制約の多い中でしたが、実施方法を工夫しながら、子育てについて多角的に学ぶ機会を提供し、子育て中の親たちの視野を広げ、家庭教育についての意識向上に努めました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市の子育て支援担当部署（市内子育て支援センター、保育園、学校等）や外部関係機関（児童相談所など）との連携事業を令和2年度に新しく企画することは困難でした。しかし、子育て支援担当部署と連携する代わりとして、家庭教育推進事業については「小中学生を育てる保護者」も対象とした講座を、従来行っていた「乳幼児を育てる保護者」を対象とした講座とは別に、新規に企画し、実施しました。また、家庭教育研究集会は、感染症対策のため、例年に比べて規模の縮小はありましたが、座間市PTA連絡協議会と連携し講座を実施することができました。

- こころの育児講座

乳幼児をもつ親を対象に、新たな学びに触れることによって気づきを促し、広い視野をもって子育てできるようになることを目的とした保育付きの講座です。また、受講生同士の仲間づくりを通して「孤育て（孤独な子育て）」から脱却し、社会とつながる一歩となることも目指しています。

令和2年度は、単発講座を4回開催しました。そのうちの3講座は、共働き世帯増加の現状に鑑み、日曜日開催としました。また、コロナ禍に対応するために講座の開催方法を工夫しました。例年、保育付き講座としていたところを、大人のための講座、子ども同伴可の講座、大人のための受講者と子ども同伴の受講者の部屋を分けて実施する講座（子ども同伴の部屋では、大人のための部屋で行われている講座の模様をリアルタイムで投影し、子どもの世話をしながら受講することができる環境を作りました。）など、状況に応じて講座のスタイルを変えて実施しました。

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加者数	91人	141人	101人	139人	30人※

※令和2年度は、大人の参加者を集計しています。

- 家庭教育推進講座（夫婦で学ぼう子育て講座）

乳幼児を育てる夫婦を対象に、夫婦の相互理解を促し、協力しながら子育てをするコツを学ぶことを目的とした講座です。平成26年度に始まり、令和2年度は、子育て世代の父親や共働きの親等の参加しやすくするため、日曜日に1回開催しました。

例年、保育付き講座としていましたが、コロナ禍の状況を考慮し、「体操の先生と親子で楽しく遊ぼう」と題して、親子で参加できる講座に変えて実施し、多数の参加を得ることができました。各参加者が動ける範囲をジョイントマットで明確にし、参加者同士の距離を保つ工夫をしました。

年度 項目	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
参加者数	13人	13人	26人	15人	23人	38人	13人	20人	33人
年度 項目	令和元年度			令和2年度					
	男	女	計	男	女	計			
参加者数	13人	20人	33人	8人	7人	15人 ※			

※令和2年度は、大人の参加者を集計しています。なお、子どもの参加者は13人でした。

- 家庭教育推進講座（知っておきたい！子どもの心のケア～新年度が始まる前に～）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和元年度は中止としたため、令和2年度は中学生までの子どもを育てる親等を対象とする子育て支援講座として、親子同伴可で1回実施しました。

年度 項目	令和2年度
参加者数	8人 ※

※参加者数は、大人の参加者を集計しています。

・ 家庭教育研究集会

小中学生を育てる保護者、子育てに関心のある方を対象に、子どもたちの現状を捉え、家族の役割や親の在り方、地域との関わりについて共に考えることを目的とした講演会です。

令和2年度は、「家族のトリセツ^(※2) ～イラつく家族を愛しい家族に変える方法～」をテーマに、新型コロナウイルス感染症対策のため、受講者人数を抑えて実施しました。

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加者数	233人	193人	246人	225人	43人

・ 子育て家庭教育講座

小・中学校PTAや市民団体等に講座の企画及び運営を委託し、乳幼児から中学生までの子どもを育てる保護者や家庭教育に関わる方を主な対象とした講座を開催しています。子育てや教育の問題について学ぶことを通じて、同じ環境にある者同士が交流し共に成長していくことを目的としています。

令和2年度は、9月に受託希望団体の受付を開始しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、1校の中学校PTAが、「アンダーコントロール講座&ヨガ」等をテーマとして家庭教育に関わる講座を開催するに留まりました。

年度 項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小・中学校	実施校数	17校	15校	15校	11校	1校
	参加者数	2,557人	1,915人	2,243人	1,272人	75人
団体	実施団体数	4団体	4団体	4団体	2団体	0団体
	参加者数	136人	147人	112人	150人	—

・ 子育てフェスティバル

※2 トリセツ
取扱説明書のこと。

未就園児とその家族が支援者とつながりを持ち、学び、楽しんでもらうことを目的とした委託事業です。

令和2年度は、実行委員会の判断により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。しかし、中止決定後も、今後の事業実施に向けて、コロナ禍での新しい形のフェスティバル開催に向けて検討を続けました。

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加者数	493人	577人	438人	中止	中止

・ 公民館学級・催し物

公民館では、乳幼児を育てる親同士や地域の世代の異なる保護者との交流の場として、保育付きの学級・講座、子育てサロンやおはなし会などの催しを開催しました。

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
受講者数	座間市公民館	3,281人	2,528人	2,552人	2,484人	236人
	北地区文化センター	1,135人	994人	999人	632人	267人
	東地区文化センター	561人	948人	676人	828人	145人
	合計	4,977人	4,470人	4,227人	3,943人	648人

② ブックスタート事業

乳児を持つ親を対象に、絵本の読み聞かせを普及させることを目的として、平成27年度から実施しています。乳幼児期における読書の重要性や、親子のコミュニケーション手段として読み聞かせが有効であることを説明しながら、絵本の入ったブックスタートパックを手渡します。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためBCG予防接種が中止となったことにより、本事業の実施の場が失われ、4月から5月にかけては中止としました。6月から、随時図書館に来館してもらうという方法で事業を再開し、12月からは健康づくり課が実施する4か月児健診の場で配布しましたが、対象者に直接話しかけながら手渡すという、ブックスタート本来の取組は実施に至りませんでした。

年度 項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
年間合計	36回	898人	36回	907人	33回	759人		444人
1回平均		24.9人		25.3人		23人		

【課題等】

① 家庭教育推進事業

- ・ 子育て中の親の現状を把握し、現状に合った講座を提供し、支援することや、家庭教育に対する意識の向上を図り、家庭教育を推進することが求められています。特に、「豊かな心を育むひまわりプラン」では、学校と家庭と地域の三者の連携・協力、役割分担による取組の必要性を示しており、「豊かな心を育む」ための家庭の役割を浸透させるために、家庭教育推進事業を市の子育て支援担当部署（市内子育て支援センター、保育園、学校等）などと連携して行うことが課題です。また、子育てに役立つ情報や生涯学習情報の提供は、更に効果的なPR方法を考える必要があります。
- ・ 社会教育の中で、今後、学校・家庭・地域が共に関わり家庭教育支援を推進するため、乳幼児だけでなく小中学生の子どもを持つ親に対しての事業展開を進めるとともに、市民団体や小・中学校PTAを対象とする委託講座についても、より効果的に実施できるよう、事業の在り方を再検討する必要があります。
- ・ コロナ禍という状況下であっても、対面講座や保育付き講座の需要は多いので、市民が安心して受講できる講座の在り方を模索する必要があります。

② ブックスタート事業

ブックスタート事業は、家庭教育にとどまらず、子どもが読書と出会う「初めの一歩」としての役割を担っています。ブックスタートをきっかけに、おはなし会等児童向け事業への参加を促し、更に市内全小学校を巡回する移動図書館の利用へと、子どもたちに対して繰り返し読書機会を提供していくことで、子どもの読書習慣の定着を進めます。この一連の取組を市のセカンドブック事業として捉え、ブックスタートと合わせ、継続して実施していく必要があります。

ブックスタート事業を継続していくために、コロナ禍により三密回避が求められ本来のサービスが制限されている状況の中でも実施可能な、より効果のある方法を模索します。

(3) 市民自主企画講座の支援

【施策の方向】

市民自主企画講座の支援体制の充実を図ります。

【取組の概要】

市民自主企画講座開設事業

市内の生涯学習に取り組む団体の支援と自主的な運営を推進するため、団体自身が選択した学習課題をテーマとした講座の企画を公募し、その事業を団体に委託したうえで、「市民自主企画講座」として実施しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、1団体の応募に留まりましたが、生涯学習推進のために、市民団体やサ

ークル等の学習活動を支援するとともに、指導者や専門知識を持った人材の育成を行いました。

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施団体数	4団体	4団体	2団体	3団体	1団体
参加者数	256人	406人	199人	310人	146人

《参考》令和2年度実績

団体名	回数	タイトル
座間ふるさとガイドの会	4回	座間から古代の相模・日本を考える

【課題等】

市民自主企画講座開設事業

実施を希望する団体の固定化や、年度によって希望団体数に差がみられます。市内の社会教育関係団体、サークル等に事業の主旨等を広く周知できる方法を検討し、実施希望団体の増加につなげます。また、このコロナ禍での事業実施に当たっては、念入りに事前調整し、市と団体が共通認識の下、十分な感染症対策を実施する必要があります。

(4) 生涯学習活動指導者の養成

【施策の方向】

生涯学習活動の指導者を養成し、推進体制の充実を図ります。

【取組の概要】

社会教育指導員設置事業

令和2年度についても引き続き、社会教育指導員を合計で4人配置しました。内訳は、生涯学習係に1人、公民館に合計3人です。「座間市社会教育指導員規則」に基づき、社会教育指導員を委嘱し、生涯学習事業の特定分野について指導、学習相談、社会教育団体の指導及び育成に当たり、広く生涯学習の推進を図りました。

【課題等】

社会教育指導員設置事業

社会教育指導員には、社会教育施設利用者の特性を把握し、それに適した指導をすることが求められます。そのため、関係機関との情報交換や、様々な研修等への積極的な

参加など、指導員として専門的知識を蓄積し、技術を向上させるための継続的な取組が必要です。

(5) 生涯学習施設運営への市民参加推進

【施策の方向】

生涯学習施設運営への市民参加を推進します。

【取組の概要】

① 公民館運営事業

- ・ 公民館では、市民の学習ニーズを取り入れた事業や施設運営を行い、生涯学習プランに沿った事業運営を図るため、公民館運営審議会に意見を求め、事業の評価を依頼しました。

また、多くの住民が参加する催事等は、市民による実行委員会形式を取り入れています。講座や集会活動では、各館の利用サークルと企画について話し合いの機会を持ち、地域の学習・文化活動の拠点として市民団体と共催するなど、市民との協働による事業を着実に進めた事業運営を実施しました。

- ・ 福祉や教育など、地域課題をテーマとした講座は、市内学校、子育て支援センター及び医療法人等他の機関と連携し、企画、運営しています。また、県立青少年センター等市外の行政機関とも連携しています。

② 図書館運営事業

- ・ 図書館の事業は、市民との協働による事業実施が着実に推進されています。「図書館ボランティア友の会」や「おはなし会サークル」等のボランティア団体と協働で図書館主催事業を企画、運営しました。また、毎月の書架整理も、団体の協力を得て実施しました。

- ・ 例年開催されている「図書館ボランティア友の会」主催の「ワンスモアブックフェア（古本市）」では、図書のリサイクルを推進するとともに、その売上金で購入した図書が図書館に寄贈され、良好な連携が保たれています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため本事業は中止となりましたが、図書の寄贈は実施されました。

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
寄贈冊数	25冊	38冊	26冊	30冊	2冊

- ・ 「中学校POPコンクール」は、市内各中学校に対し学校単位での応募を依頼し、各校の協力を得て開催されました。作品は図書館のほか、イオンモール座間店内に展示され、商業施設との連携も図られました。

【課題等】

① 公民館運営事業

- ・ 市の関係課、福祉施設、医療機関等との連携及び公民館利用サークル等の事業企画及び運営への市民参加が進む中、より地域課題に関わる学習を進めるため、健康、介護、保育及び子育て支援等の関係課が取り組む行政課題の理解を深め、教育的な施策と整合させ、調整する必要があります。
- ・ 趣味、教養及び文化活動では、サークル活動の支援を進め、講座の実施にも、企画委員会や準備会等を設け、サークルとの協働や公募による市民参加を推進します。

② 図書館運営事業

- ・ 多様化する利用者の要望に対し、図書館事業を適切に運営していくためには、市民との協働が不可欠です。引き続きボランティア団体の協力を得るとともに定期的な意見交換の機会を持ち、連携を推進する必要があります。
- ・ アクティブラーニングを取り入れた「座間市立図書館を使った調べる学習コンクール」や「中学校POPコンクール」は、学校の授業との関係が可能であることから、教職員や学校図書館司書と協力して取り組みます。

<点検評価委員の主な意見>

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した事業はあったが、市民への幅広い学習機会の提供や市民との協働による事業実施に努力してきたこと、また、生涯学習が目指す「いつでも、どこでも、だれでも学べる」を実行することが厳しい状況の中で、様々な工夫により生涯学習を推進してきたことを評価する。今後は、令和2年度における感染症対策の経緯を踏まえて、事業の実施方法を検討し、市民への学習機会の提供に努められたい。そして、これまで以上に地域課題の解決や市民生活向上のための学習機会の提供にも力を入れ、「地域に根ざした生涯学習の推進」が一層図られることを期待する。
- 家庭教育推進事業においては、子育て支援担当部署や外部関係機関と連携して、家庭教育について学んでいくプロセスを組み立て、親・保護者自身の家庭教育に対する意識の向上や家庭での教育力の向上など自らの力量アップが実感できる講座の企画に一層力を入れ、豊かな心を育む家庭教育の推進が図られることを期待する。
- 「ブックスタート事業」は意義ある事業であり、読書活動や子育てへの橋渡しとなるよう更なる事業として、定着することを期待する。
- 学校と市立図書館との連携が学校図書館司書の配置により着実に進んでいることを評価する。今後は、「座間市立図書館を使った調べる学習コンクール」、「中学校POPコンクール」においても教職員や学校図書館司書との連携を密にしながら取り組むことにより、児童生徒にとっては、市立図書館が身近な存在となり、将来的に市立図書館利用へとつながり読書活動へとつながっていくことが期待される。

<評価>

- ◎ 公民館施設では、老朽化した備品（会議室等の机、椅子等）の新調に当たり、高齢の利用者の利便性を考慮した備品を調達し、施設の充実と強化を図るため、設備を修繕します。
- ◎ 市民大学は、生涯学習プランで掲げた基本方針「現代的課題に対応した生涯学習の推進」と「学習関連機関及びコミュニティ関連機関との連携による生涯学習の推進」を目標として実施し、この10年間で延べ2,191人が受講しました。
- ◎ 第四次座間市総合計画の施策28「生涯学習」のまちづくり指標「公民館の講座受講者数（延べ人数）」の最終年度目標値7,000人に対し、令和元年度実績が7,530人となり、目標を一時上回りましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、講座の中止や講座の定員数を通常より少なめに募集したため、受講者数は落ち込みました。今後は、令和2年度の取組を検証し、対面講座の実施方法を工夫、オンライン講座の開催、座間市公式チャンネル（YouTube）による動画配信の検討など、感染症対策を徹底しながらコロナ禍であっても市民に学習の場を提供していきます。

また、第四次座間市総合計画のまちづくり指標『「いつでも、どこでも、だれでも学べる」という生涯学習の環境が整備されていると思う市民の割合』は、令和2年度は18.2%であり、目標値40%を達成できませんでした。しかし、これまでの推移を確認すると、平成26年度の15.6%から平成28年度19.1%、平成30年度21.3%と、少しずつ上昇しており、生涯学習の環境整備の成果を市民が徐々に感じていると推察できます。今後、より多くの市民が生涯学習の環境が整っていると感じられるように整備を進めます。

◎ 市民自主企画講座や家庭教育委託講座など学習活動を充実させ団体のスキルアップを図るとともに団体以外の市民にも学習機会として活用していただけるように、両講座を実施する団体を発掘してきました。新規団体の参加に向けて更に周知し、生涯学習活動を推進します。

◎ 生涯学習の振興については、幅広い年齢層の市民及び各サークルの自主的な生涯学習を支援し、意欲を高めるために、学習、スポーツ、芸術等の活動に参加できる機会と場を確保しています。

今後も、市民の学習意欲に応えられるように、工夫し、検討しながら、子育て中の親を対象にしたこころの育児講座及び夫婦で参加する子育て講座等を開催し、豊かな心を育む家庭教育及び文化事業を提供します。また、生涯学習フェスティバルは、地域の生涯学習活動や公民館活動を活性化させる事業として、市民ニーズを反映させながら実施します。

◎ 図書館の貸出利用者数は、第四次座間市総合計画策定後、継続して減少傾向にあり、コロナ禍による臨時閉館や貸出制限の影響を受けた令和2年度実績は、第四次座間市総合計画基本構想の目標値に対し56.4%という低い達成率となりました。図書館の貸出利用者数の減少は本市だけでなく全国的な傾向であり、公共図書館全体の抱える課題と言えます。市民の読書スタイルの変化を調査研究するとともに、ニーズを的確に捉え、魅力ある蔵書を揃えていく必要があります。更に、新たな利用者呼び込むために、電子図書館の利用拡大を進めます。

◎ 令和2年度は、コロナ禍が続く中、感染拡大対策を徹底しながら、図書館の特性を活かした講習会や講座を開催しましたが、引き続き市民と協働し、子どもから大人まで全ての世代に対し学習機会を提供していきます。また、ブックスタート事業をきっかけに、おはなし会等児童向け事業への参加を促し、更に市内全小学校を巡回する移動図書館の利用へとつないでいくことで、子どもの読書習慣の定着を進めます。

5 市民文化

＜総合計画における目標＞

市民は、芸術文化を親しみ豊かな生活を営むとともに、地域の歴史や文化財への関心を高め、次世代に伝える活動に取り組んでいます。

令和2年度は、9月までの事業は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。同様に、市民文化会館でも催事等の中止を余儀なくされ、利用者数に影響が出ました。10月以降は、感染症対策を施し、可能な範囲で開催しました。

(1) 文化施設の整備・維持管理及び運営

【施策の方向】

文化施設の整備・維持管理及び運営の充実により、優れた芸術文化に触れる機会の拡充を図ります。

【取組の概要】

- ① 市民文化会館は、芸術文化の鑑賞及び自主的な芸術文化活動の場として市内外の個人、各種団体等に利用され、芸術文化の活動拠点となっています。

この施設は指定管理制度^{*}を導入し、公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団が指定管理者として管理運営しています。開館から20年以上が経過し、設備の経年劣化や耐用年数の経過に伴い、継続的な修繕等が必要な状況です。令和2年度は舞台機構設備の更新、大・小ホール客席誘導灯、リハーサル室及び事務室の空調機及び敷地内外周道路の修繕を行いました。

- ② 令和2年度の指定管理者による芸術・文化振興事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、7月までの事業は中止となりましたが、26事業を実施し、入場者（参加者含む。）は12,860人でした。

その中で、日本歌曲コンクールは、日本歌曲の認知度を高めるとともに、日本音楽の普及と座間の地域発展を目指し、これまで市民文化会館での開催を重ねてきましたが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言のため、令和2年4月に予定していた第4回日本歌曲コンクールの開催を中止しました。その後、開催方法を再検討し、令和

^{*} 指定管理制度

住民サービスの向上、行政コストの縮減を目的とし、民間活力（専門的な手法や経営ノウハウ）を活用して公の施設を管理及び運営する制度です。本市の場合、市教育委員会が公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団（以下「指定管理者」という。）に市民文化会館を管理させています。なお、指定管理者が行う業務は、①芸術文化事業の企画及び実施、②芸術文化活動に関する情報の提供、③文化会館の利用の承認、④文化会館の施設及び設備の維持管理などと条例で規定しています。

3年3月に第5回日本歌曲コンクールを無観客で開催しました。また、昨年度に引き続き、アウトリーチ事業として、令和3年3月に劇団四季による「美しい日本語話し方教室」を市内の小学校で実施しました。

- ・ 座間歌曲祭2021第5回日本歌曲コンクール
参加者 123人
入場者数 0人（無観客）
- ・ 劇団四季「美しい日本語の話し方教室」（対象：6年生）
相模野小学校6年生 108人

【課題等】

- ① 市民文化会館の施設・設備の大規模修繕は、日常の点検結果を考慮した計画的な施設の修繕や設備の更新を図るとともに、安全性の確保を最優先に考えながら、施設や設備の長寿命化と利用者の利便性の向上を継続的に図ることが必要です。
- ② 市民文化会館の利用者数は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けて利用申込のキャンセルや自主企画事業の中止が発生したため、大幅に減少しました。
 今後は、芸術文化の活動拠点として市民ニーズを把握し、館内の徹底した衛生管理を行うなど、コロナ禍における利用者増加に向けた取組が必要です。

〔市民文化会館年間利用者〕

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	229,160人	216,788人	205,168人	181,633人	46,177人

(2) 市民の文化活動支援

【施策の方向】

市民文化の創造を目指し、文化団体の育成や指導者の養成を積極的に進めるなど、市民の文化活動を支援します。

【取組の概要】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民芸術祭の大部分や児童文化展、ロビーコンサート等を中止しました。一方、市民の自主的な創作発表、鑑賞活動の機会を提供するため、感染症対策を徹底したうえで、美術展や芸術文化セミナーなどを開催し、高い水準の芸術文化への市民の関心を高め、芸術文化活動の充実と文化団体の育成及び活動の支援に努めました。

あわせて、中止した事業の代替として、市民芸術祭のうち展示部門の一部を「座間市

民ネット芸術祭」と題したホームページ上で公開し、ロビーコンサート及び一部の講座をインターネットで配信しました。また、市民文化会館での芸術文化活動は、指定管理者と連携し近隣文化施設への広報を行いました。

美術展では、市内在住の芸術家の大塚末男・正子夫妻と写真家の尾崎忠夫・敦子夫妻による「夫婦で同じ趣味」展を開催し、同じモチーフ・被写体を扱った作品を展示することで、それぞれの作風・視点の違いを表すとともに、夫婦で同じ趣味を持つことの素晴らしさを伝え、芸術文化の啓発を図ることができました。また、市内で活動する芸術家を中心に結成されたアーティストファイル登録者の協力により、登録者の作品を展示する作品展「座間・アートの今展」を開催し、芸術文化の振興に努めました。

更に、文化講座では、美術ジャーナリストで女子美術大学・東京藝術大学などで非常勤講師をされている藤原えりみ氏による西洋美術史入門講座を開催し、多くの方に学んでいただくことができました。また、市内の文化団体との協働事業として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座間市公式チャンネル（Y o u T u b e）にて書道講座、いけばな講座を配信しました。

【課題等】

市民の心の豊かさや生きがいなど、精神面の充実につながる積極的な芸術文化活動を支援するため、作品の展示や創作発表の場を継続的に提供する必要があります。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、美術展を始めとする各種催事や例年行ってきた文化講座を中止、変更することとなりました。今後の継続的な文化振興のため、感染症対策を施しながら、「新しい生活様式」に対応した事業展開を行う必要があります。

また、市民の文化活動の支援を強化するため、市内の文化団体やアーティストファイル登録者の協働事業への積極的な参加を促進する必要があります。

(3) 歴史・伝統文化の保存と継承

【施策の方向】

歴史・伝統文化の保存、継承に努めます。

【取組の概要】

① 文化財保護・活用の推進

- ・ 市指定重要文化財は、令和2年度に「北条藤菊丸棟札」（鈴鹿明神社所蔵 工芸品）を新規指定しました。そのため、市指定重要文化財は全部で37件となり、市内の指定文化財は星谷寺の「嘉禄3年（1227年）紀梵鐘」（国重要文化財）を含めて38

件を数え、保存管理者と共に保存・活用を行いました。

座間市内指定文化財一覧（国及び座間市指定）

種別	区分	名 称	所在地、由緒等
重文	銅鐘	嘉禄三年紀梵鐘	星谷寺 嘉禄3年(1227年) 紀銘(国指定)
有形文化財 (35)	古文書 (10)	星谷寺文書	星谷寺 中世文書 秀吉制札他3通
		鈴木家鍛冶文書	個人蔵(座間1丁目) 中世文書 道俊書状他3通
		大矢家文書	個人(栗原中央四丁目) 近世文書一括(旧栗原村)*
		飯島家文書	個人蔵(入谷西四丁目) 近世文書一括(旧入谷村)
	(石造物) 建造物 (7)	岩城常隆供養塔	心岩寺 岩城常隆(いわき市平の城主) 江戸中期の建立 1基
		石造大日如来座像	個人宅(座間1丁目) 江戸時代前期建立 1基
		六字名号碑	宗仲寺 江戸時代初期建立 源栄上人入山記念 1基
		蜻蛉燈籠	宗仲寺 献燈形 推定江戸初期建立 1基
		神変大菩薩碑	諏訪明神 江戸時代後期建立 役小角の称号碑 1基
		宝篋印塔	星谷寺 江戸時代中期建立 市内最大の宝篋印塔 1基
		保田安兵衛供養塔	浄土寺 江戸時代中期建立 市内最古の寺子屋師匠の供養塔 1基
	美術工芸 (4)	相州住綱廣銘脇差	個人蔵(座間1丁目) 室町末期の作 平造り 1振
		相州住周廣銘脇差	個人蔵(座間1丁目) 戦国時代の作 平造り 1振
		鐙	円教寺 室町時代後期 総鉄製 佐々木掛け 1双
		北条藤菊丸棟札	鈴鹿明神社 室町時代 1枚 【令和2年度新規指定】
	彫刻	釈迦如来立像	心岩寺 室町時代 木彫 1体
	書跡 (2)	写経	円教寺 紺紙金泥卷子仕立 1巻 鎌倉時代中期
		栗原学校扁額*	明治10年代 山岡鉄舟揮毫 市教育委員会保管
	天然記念物 (6)	咲き分け散り椿	星谷寺 1株
		大欒(けやき)	護王大明神社境内 樹齢推定300年 1株
		桑	個人宅(座間1丁目) 普通十文字種 1株
		ニッケイ	個人宅(西栗原一丁目) 樹齢推定110年 1株
		シラカシ	栗原神社境内 樹齢推定500年 1株
		椿	個人宅(栗原) 樹齢推定約330年以上 1株
	史跡 (5)	鈴鹿横穴群第一号	個人宅(入谷西三丁目) 推定1,300~1,400年前
		梨ノ木坂横穴群	羨門部石積に特徴あり 第一号・第二号(入谷5丁目)*
		鈴鹿遺跡	鈴鹿明神社境内 縄文時代後期(約3,500年前)の平地式住居址等(住居址及び遺跡包蔵地)
		相模野基線南端点	個人宅(ひばりが丘一丁目) 日本最古の一等三角点(明治15年)

		基線中間点*	相模野基線上に明治35年に設置された中間点（相模が丘二丁目）。
(2) 無形文化財	無形文化財(2) 無形民俗文化	祭囃子	若音会「かまくら」、「やたい」2曲
		座間歌舞伎	入谷歌舞伎会

※市内指定文化財の総数は38件（国指定1、市指定37 *は市及び市教育委員会が管理している文化財。令和3年3月31日現在）

- 文化財めぐりは、市内で活動する「座間ふるさとガイドの会」に文化財や神社仏閣、名所などを紹介する講師をお願いし、参加者の好評を得ました。

例年、3月に2回目を実施していましたが、企画段階で緊急事態宣言が発出されたため、実施しませんでした。

実施月日	コース名称	主な行先	参加人数
令和2年 10月11日(日)	秋の文化財めぐり「湧水と歴史の里『鈴鹿・長宿』を訪ねる」	(座間駅→入谷西二丁目→座間1丁目→富士山公園)	7人

- 座間ふるさとガイドの会は、市内の文化財・文化遺産に関わる史跡等を、市教育委員会や市内のその他の団体の要請を受けてガイドを行いました。また、市内小学校や福祉施設での郷土紙芝居の公演等を行いました。同会では、会員の手によるオリジナル郷土紙芝居の作成など、会員のスキルアップのための学習活動を積極的に実施しました。

② 大凧揚げの歴史の継承と無形文化財保持団体の育成

- 大凧の製作や行事の実施は、座間市大凧保存会が主体となり、その他各種団体と協働で行っています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により「大凧まつり」は中止となり、「大凧まつり」会場で実施してきた市内各中学校の凧揚げも行うことができず、伝統的な行事や技術を若い世代へ継承する機会を創出できませんでした。

一方、市民及び関係部局からの大凧の歴史に関する問合せがあり、大凧に対する市民の関心の高さを感じました。

- 入谷歌舞伎や祭囃子団体など無形文化財保持団体の保護育成にも努め、令和2年11月の市民芸術祭での映像上映（入谷歌舞伎）、理事会の開催（祭囃子）など、コロナ禍における活動継続について検討を重ねました。

③ 企画展示

- 例年、市民文化会館1階の常設展示室で企画展示を実施していますが、コロナ禍において安全な開催が困難であるため展示を自粛し、令和3年3月には会場を市役所アトリウムに移して展示を行いました。

実施月日	テーマ	内容
令和3年 3月11日(木)～ 3月25日(木)	わがまち古寺探訪	市内に所在する9つの寺院と、関連する文化財、伝説等を紹介した。

- ・ 市役所7階展望室通路の壁を活用し、古代からの座間の歴史を紹介する展示を行いました。

④ 刊行物の刊行及び資料等の収集・整理

- ・ 「座間むかしむかし第43集」の刊行
「平成三十年度郷土講演会講演録」、「昭和十六年度空中写真に見るナベトロ線の経路」の2編を収録し発行しました。
- ・ 絶版状態にあった「座間市重要文化財案内」に、刊行以降に指定された重要文化財の記述を加え、再版しました。
- ・ 市史編さん事業として古文書等の収集資料の整理を継続して行いました。

⑤ 郷土資料館整備事業

第四次座間市総合計画で位置付けられている郷土資料館整備事業について、大学の博物館学の専門家や学識経験者ら5人を構成員とする「座間市郷土資料館整備事業検討委員会」は、郷土資料館の整備に関わる検討会議を開催しました。令和2年度は第四次座間市総合計画の最終年度であることを踏まえ、これまでの検討内容をまとめた提言書を教育委員会に提出しました。

日 程	内 容 (概 要)	場 所
令和2年 7月3日(金)	郷土資料館整備に係る提案書(案)(第1回分)について外	座間市役所 5-1会議室
9月4日(金)	郷土資料館整備に係る提案書(案)(第2回分)について外	座間市役所 教育委員会室
11月13日(金)	郷土資料館整備に係る提案書(案)(第3回分)について外	座間市役所 教育委員会室
令和3年 1月29日(金)	郷土資料館整備に係る提案書(案)(第4回分)について外	座間市役所 教育委員会室
3月12日(金)	郷土資料館整備に係る提言の提出について	座間市役所 4-2会議室

⑥ 樹木保全事業

市指定重要文化財(天然記念物)の大欅、シラカシ、ニッケイ、咲分け散り椿、椿の5樹について、樹勢点検を実施した結果、大欅に経年変化により亀裂が生じていたため、緊急樹勢回復治療を実施しました。また、台風や強風などの悪天候による樹木倒壊等が想定される際には、見守りパトロールを実施しました。

【課題等】

- ① 文化財保護・活用を推進する事業として、座間ふるさとガイドの会が行う「文化財めぐり」が好評で、健康ざま普及員などからの依頼に加え、近年は市内小学校での紙芝居公演やコミュニティセンターでの各地域に沿った歴史講座の開催、市民芸術祭や図書館での文化財についての展示会など、活動が多岐に渡るようになり、行事の内容を充実す

るために、ガイド技術や郷土の歴史、地域特有の知識の向上等が一層望まれています。

今後も講師の紹介等、会の活動に協力するとともに、会員・参加者ともに高齢者が多い傾向にあるため、感染症等の防止対策に充分配慮しつつ推進していく必要があります。

- ② 伝統行事が中断されると伝統文化の継承が困難になるという課題がみえたため、大鳳揚げの歴史継承と無形文化財保持団体の育成を推進する必要性を感じました。郷土座間の民俗文化を市民、更には市外の人に周知するため、関係部局及び座間市観光協会など外部団体との協力・協調の中で紹介していくとともに、若い世代（小・中学校の児童生徒等）に参加を呼び掛けていきます。
- ③ 企画展示は、市史編さん事業の中で調査した資料を活用し、市域の歴史や民俗に関する資料（主に写真資料）を幅広く市民に紹介することや過去に調査した文化財を取り巻く環境の変化なども踏まえた継続調査を行い、感染症等の対策に配慮しつつ、その結果などを紹介する企画展を今後も実施していく必要があります。
- ④ 刊行物の刊行及び資料等の収集・整理については、歴史・伝統文化の保存及び継承をするため、今後も引き続き座間の歴史に関わる資料の収集・研究を行い、計画的に市史などに関わる刊行物を発行していく必要があります。
- ⑤ 郷土資料館整備事業は、座間市郷土資料館整備事業検討委員会の提言を踏まえ、郷土資料館について教育委員会で協議し、今後の方針について検討する必要があります。
- ⑥ 樹木保全事業では、今後も地域に根付く見守りの樹として、市民に愛される文化財として維持するために、強い台風や強風などの際には見守りパトロールを行うなど、注意深く管理していく必要があります。

<点検評価委員の主な意見>

- 「第四次座間市総合計画基本構想」及び「生涯学習プラン」における計画期間の最終年度は、新型コロナウイルス感染症対策により事業の中止はあったが、優れた芸術文化に触れる機会の拡充や市民の文化活動支援、文化団体の育成及び活動支援に努力され、市民との協働による事業実施も着実に推進され、芸術文化や市民文化の振興に寄与してきたことを評価する。今後は、感染症防止対策を徹底する中で、より多くの市民等に利用される市民文化会館として、運営の充実と市民ニーズの把握、更に市内外への情報発信が必要である。
- 伝統文化の保存・継承、文化財の保護・活用については、「座間市大凧保存会」、「無形文化財保持団体」、「座間ふるさとガイドの会」との協働による事業実施が図られていることを評価する。今後も歴史や伝統文化が保存・継承されていくために、これらの団体の保護育成に一層の支援が必要である。
- 伝統文化の継承について「大凧揚げ」は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、大凧のPRに努められたことは評価できる。今後も市内中学校の参加や若い世代の参加の輪が更に広がる取組を期待したい。
- 指定文化財などの貴重な品々の展示について、庁舎内やハーモニーホール座間常設展示室での企画展の開催など、積極的に取り組まれていることを評価する。
- 郷土資料館の整備について、座間市郷土資料館整備事業検討委員会から提言書が提出されたことは非常に高い評価に値する。今後は、提言を受けたことによる事業展開を期待したい。なお、郷土資料館が整備されるまでの暫定的な措置として、考古遺物及び民具などの資料並びに「郷土の先人に学ぶ」で紹介された功績ある偉人を、市ホームページに掲載し、多くの市民に情報提供できるよう検討してもらいたい。

<評価>

◎ 第四次座間市総合計画のまちづくり指標「何らかの芸術文化活動を行っている市民の割合」の最終年度目標値30%に対し、令和2年度は13.3%でした。令和2年度の落ち込みは、過去10年間の割合が16.2%から19.6%の間を推移してきたことと比較すると後退に見えますが、新型コロナウイルス感染症対策として市民のサークル活動の自主的休止や、例えば、ミュージカル入門講座の開催予定の中止や、コンサート及び展示会の開催の一部中止などが影響したものと考えます。

今後も、座間市在住の芸術家による美術展や市民がなかなか触れる機会のない現代美術展にも引き続き取り組みます。また、市民ニーズの把握に努め、芸術文化活動の拠点として発表の場を提供するなど、独創性のある新たな文化の創造・発信に努め、地域のコミュニティ形成やまちづくり活動に生かす継続的な市民の芸術文化活動の充実を図る取組を推進します。

◎ 市民文化会館は、設備を計画的に修繕し、日常の保守点検や施設・設備の維持管理に特に配慮しました。今後も利用者の安全性や利便性の向上のために、施設・設備の中長期修繕計画の中で大規模修繕や設備更新に努めます。

また、第四次座間市総合計画のまちづくり指標「1年間の市民文化会館の利用者総数」について、令和2年度の目標である25万人を達成できなかったものの、毎年約22万人前後の安定した利用者数を維持できたことは、平成28年度に毎週月曜日の休館日を廃止とし開館日を拡大して利用者サービス向上に努め、優れた芸術文化に触れる機会の拡充に寄与した結果と考えます。しかし、令和元年度から令和2年度にかけては新型コロナウイルス感染症の影響により、催事の中止や文化会館利用申込の取消などがあり利用者数を伸ばすことができませんでした。今後も、「新しい生活様式」に対応する運用体制を確保し、市民が安全に利用できる文化施設として運営します。

◎ 第四次座間市総合計画のまちづくり指標『「大風揚げ」など歴史・伝統文化が保存・継承されていると思う市民の割合』が、令和2年度調査では75%となり、目標値85%に対して9割弱を達成しました。令和2年度に発刊した「座間むかしむかし第43集」、「座間市重要文化財案内」などの新しい刊行物の周知や、市の歴史・文化に関する講座開催や企画展示などに取り組み、多くの市民が市の歴史や伝統文化に触れるような環境づくりを進めます。

◎ 第四次座間市総合計画に基づき、郷土資料館の整備について郷土資料館整備事業検討委員会が検討してきた結果をまとめた提言書が提出されました。この提言を受け止め、今後、郷土資料館の整備の検討を進めます。

Ⅲ まとめ

令和2年度は、本市の「第四次座間市総合計画」の実現に向けて取り組む最終年度となりました。

この構想に掲げる将来のまちの姿「ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち」を目指して、教育部門における将来目標「のびやかに 豊かな心 はぐくむまち」の実現を着実に推進するため、本市教育行政の基本指針となる「第2期座間市教育大綱」に基づき、学校、家庭、地域社会が一体となって連携・協働を図りながら、本市が現有するあらゆる教育資源を有効に活用して、新しい時代に対応した教育施策の具現化に全職員一丸となってまい進してきました。

一方、急速に進む少子高齢化、国際化や情報化の発展、ライフスタイルの変化や地域コミュニティの希薄化等、子どもたちを取り巻く環境が刻々と変化していく中で、教育に対するニーズも多種・多様化し、その課題に対する取組から教育に寄せられる期待は切実であります。

また、令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、感染防止対策や非常事態宣言の発出等により、教育の現場や本市教育施策の取組は大きな影響を受けました。

このため、令和2年度も学校の一斉臨時休業や生涯学習事業の一部中止、社会教育施設の使用制限等を継続せざるを得ませんでした。

このような中、教育環境においては、GIGA スクール構想の実現及びコロナ禍における学習機会の保障のため、小・中学校の児童生徒一人に1台の学習用端末、高速大容量の校内通信ネットワーク等を短期間に整備し、ICT利活用のための基盤を整えました。

学校保健では、新型コロナウイルス感染症対策として、換気や消毒の徹底のほか、学校長の裁量で迅速に保健衛生用品等を購入し、学校教育活動の継続に取り組みました。

教育活動では、「豊かな心の育成」を学校教育の重点主題として、人間性豊かな児童生徒の育成に取り組んだ結果、全国学力・学習状況調査での児童生徒質問紙から見た傾向からは、「思いやりの心が育っている」(小学校)、「きまりを守る態度が育まれている」(中学校)などの割合が高く、豊かな心が着実に育成されてきた成果が表れてきています。また、小学校では、新学習指導要領改訂に伴い、実際の社会で活用できる資質・能力として「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」が示され、その育成をめざした教育活動が始まりました。

生涯学習では、「座間市生涯学習プラン」の下、市民の学習意欲と地域課題を踏まえ、学習活動の拠点となる施設の整備、充実を図り、講座開設により学習機会を提供しました。また、芸術文化の催しを企画し、芸術文化活動を支援するとともに、貴重な文化財の保護に取り組みました。

図書館においては、電子書籍の貸出返却ができる電子図書館サービスを開始し、来館が困難な市民や電子機器の使用率が高い若い世代への読書機会の提供が可能となりました。

令和3年度以降は、令和4年度までを計画期間とする「座間市市政運営指針」に定める施策等

を感染防止対策と両立させながら取り組むとともに、教育事務の点検・評価等によって事業の妥当性など多角的に検証しつつ、市民ニーズの多様化・高度化や社会情勢の変化に適切に対応した質の高い継続的な行政サービスを推進してまいります。